

匝瑳市子ども・子育て支援事業計画 (案)

**平成 27 年 3 月
匝瑳市**

目次

第1章 計画の概要	1
1.計画策定に当たって	1
2.計画の位置付け	2
3.計画の期間.....	2
4.計画の策定方法	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	3
1.匝瑳市の現状	3
2.家族や地域の状況.....	8
3.就業の状況.....	12
4.保育サービス等の提供状況.....	14
5.子ども・子育てをめぐる問題の動向.....	17
6.子育て支援サービス等の状況	18
7.ニーズ調査からみた子育ての状況	22
8. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1.基本理念	35
2.基本目標.....	36
3.施策の体系.....	37
第4章 施策の推進方向	38
1. 子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり	38
2. 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり	53
3. 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり	56
第5章 量の見込と確保方策	71
1.教育・保育.....	71
2.時間外保育事業	75
3.放課後児童健全育成事業	76
4.子育て短期支援事業（ショートステイ）	77
5. 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	77
6.一時預かり	78
7.病児・病後児保育事業.....	80
8.子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	81
9.利用者支援（子育て支援センター）	81
10.妊婦健康診査	82

1 1.乳児家庭全戸訪問事業	82
1 2.養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	83
第6章 計画の進行管理	84
1.点検、評価.....	84
2.計画の推進体制	84
3.計画内容の周知徹底	84
参考資料	85

第1章 計画の概要

1.計画策定に当たって

近年、わが国では急速な少子・高齢化が進行する中、核家族化の進展や、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労環境の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、国においては「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）等により、少子化対策を推進し、平成13年には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を取りまとめ、子育てと仕事の両立支援を中心に子どもを生み、育てやすい環境整備に重点を置いた「待機児童ゼロ作戦」等のさまざまな対策を実施してきました。

しかしながら、出生率の低下は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新しました。以降は微増ではありますが、平成24年時点では1.41と依然低い水準となっています。このため、子どもを生みたい人が安心して生み育てられることのできる社会を形成していくことが、より必要とされています。

こうした少子化の流れに歯止めをかけるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、匝瑳市（以下「本市」という。）では平成17年3月に「匝瑳市次世代育成支援行動計画《前期行動計画》」を策定しました。さらに、平成22年には前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「匝瑳市次世代育成支援行動計画《後期行動計画》」を策定し、各種施策の充実に取り組んできました。

そうした中、更なる子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本計画は、このような全国的な動向、これまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況、課題を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

2.計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、全ての 18 歳未満の子どもたちと子育て家庭を対象に、本市が平成 27 年 4 月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「匝瑳市総合計画中期基本計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付け、全ての 18 歳未満の子どもたちと子育て家庭を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

3.計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本方針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

4.計画の策定方法

(1)ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、未就学児童 1,000 人と就学児童 1,000 人の合計 2,000 人を対象として、「匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2)「匝瑳市子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、児童の保護者、子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験者等で構成する「匝瑳市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 匝瑳市の現状

(1) 総人口の推移と推計人口

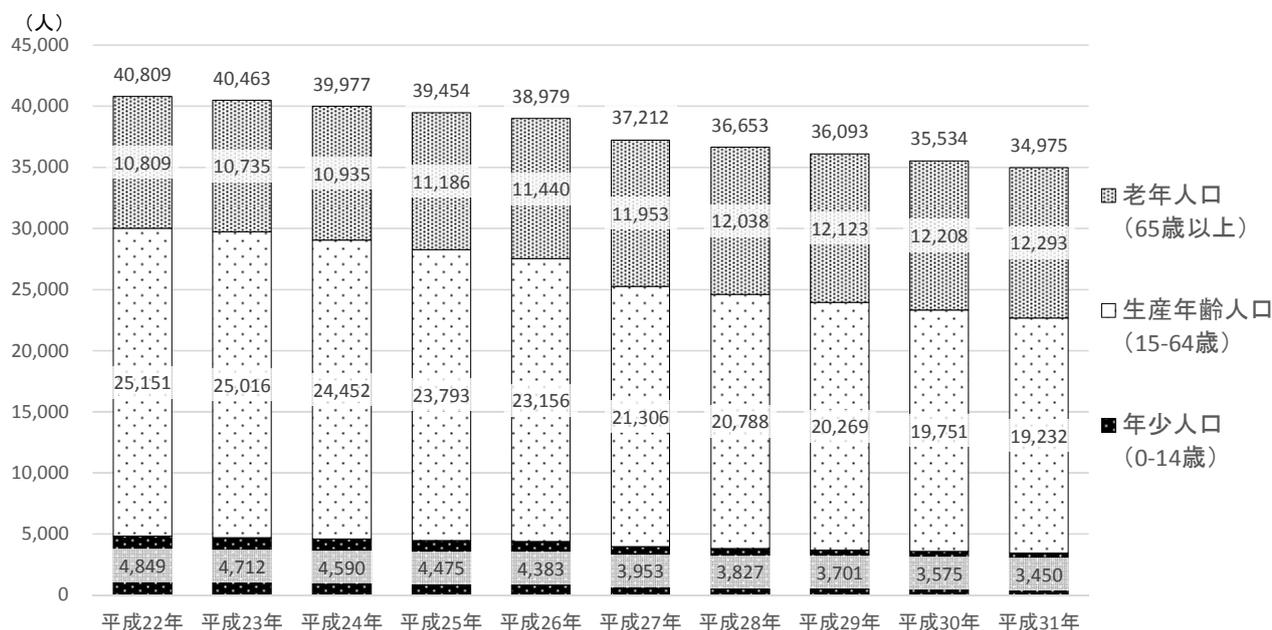
人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成24年では40,000人を割り込んでいます。

年齢別人口では、老年人口（65歳以上）は増加しており、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。

推計人口をみると、減少傾向は続き、平成31年度には34,975人となる見込みです。（図2-1-1）

【図2-1-1 総人口の推移と推計人口】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0-14歳)	4,849	4,712	4,590	4,475	4,383	3,953	3,827	3,701	3,575	3,450
生産年齢人口(15-64歳)	25,151	25,016	24,452	23,793	23,156	21,306	20,788	20,269	19,751	19,232
老年人口(65歳以上)	10,809	10,735	10,935	11,186	11,440	11,953	12,038	12,123	12,208	12,293
総数	40,809	40,463	39,977	39,454	38,979	37,212	36,653	36,093	35,534	34,975



資料：平成22年～26年は千葉県年齢別・町丁字別人口（4月1日現在）の実績値、平成27年～31年は国勢調査を基にセンサス変化率にて推計

(2)年齢3区分別人口割合の推移と推計

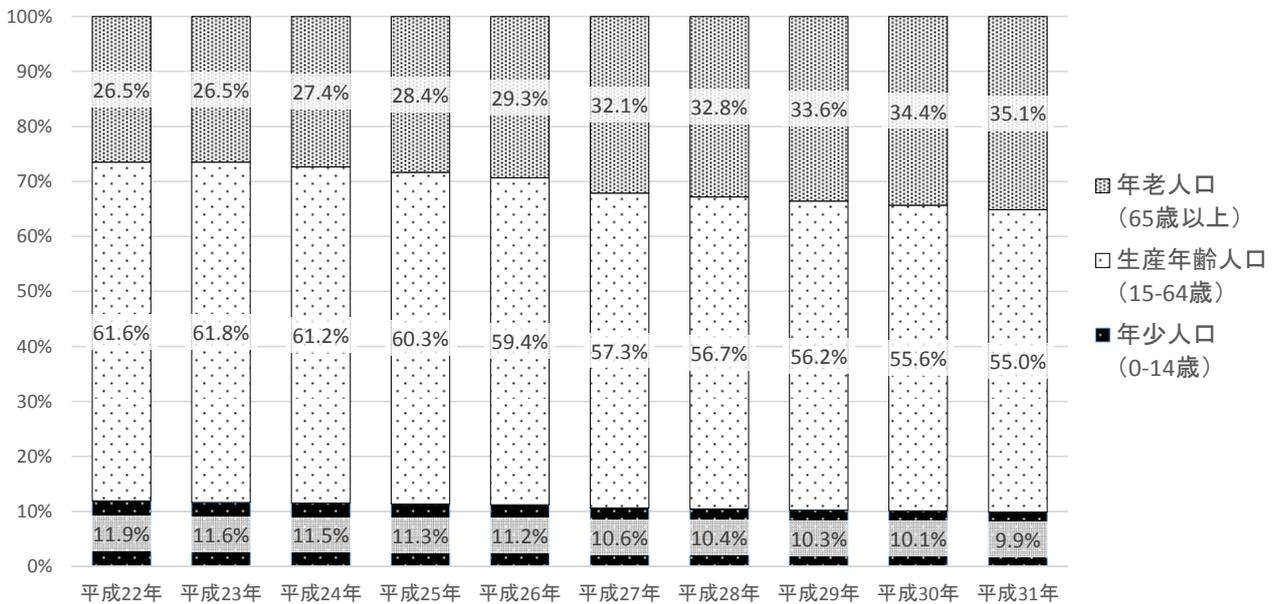
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口割合は、減少傾向に推移している一方、老年人口は増加傾向となっています。

将来推計値も、今後も老年人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）が減少することが見込まれます。（図2-1-2）

【図2-1-2 年齢3区分別人口の推移と推計】

(%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0-14歳)	11.9%	11.6%	11.5%	11.3%	11.2%	10.6%	10.4%	10.3%	10.1%	9.9%
生産年齢人口(15-64歳)	61.6%	61.8%	61.2%	60.3%	59.4%	57.3%	56.7%	56.2%	55.6%	55.0%
老年人口(65歳以上)	26.5%	26.5%	27.4%	28.4%	29.3%	32.1%	32.8%	33.6%	34.4%	35.1%



資料：平成22年～26年は千葉県年齢別・町丁字別人口（4月1日現在）の実績値、平成27年～31年は国勢調査を基にセンサス変化率にて推計

(3)18歳未満の子ども人口推移と推計

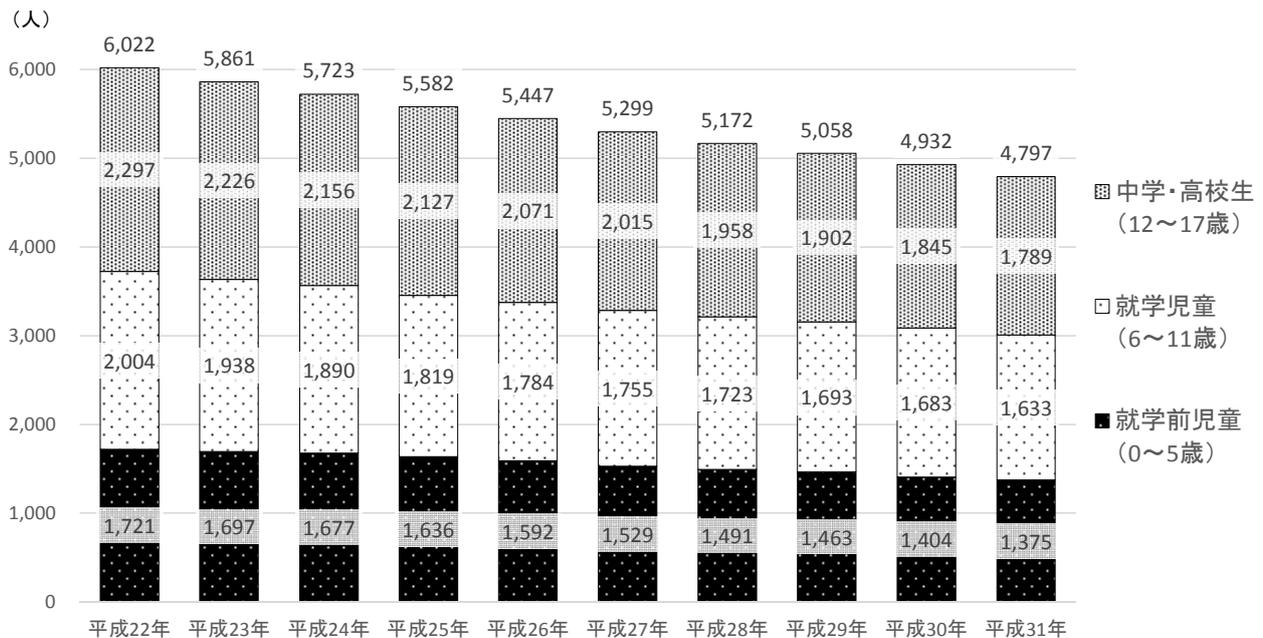
18歳未満の子ども人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳、全ての区分で減少しています。18歳未満の子ども人口は平成26年で5,447人となっており、平成22年から比べて575人減少しています。

将来推計人口も減少していく見込みです。平成27年から計画最終年度の平成31年には503人減少し、4,796人になると見込まれます。(図2-1-3)

【表2-1-3 就学前児童・就学児童人口の推移と推計】

(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童(0～5歳)	1,721	1,697	1,677	1,636	1,592	1,529	1,491	1,463	1,404	1,375
就学児童(6～11歳)	2,004	1,938	1,890	1,819	1,784	1,755	1,723	1,693	1,683	1,633
中学・高校生(12～17歳)	2,297	2,226	2,156	2,127	2,071	2,015	1,958	1,902	1,845	1,789
合計	6,022	5,861	5,723	5,582	5,447	5,299	5,172	5,058	4,932	4,797



資料：平成22年～26年は千葉県年齢別・町丁字別人口（4月1日現在）の実績値、平成27年～31年は国勢調査を基にセンサス変化率にて推計

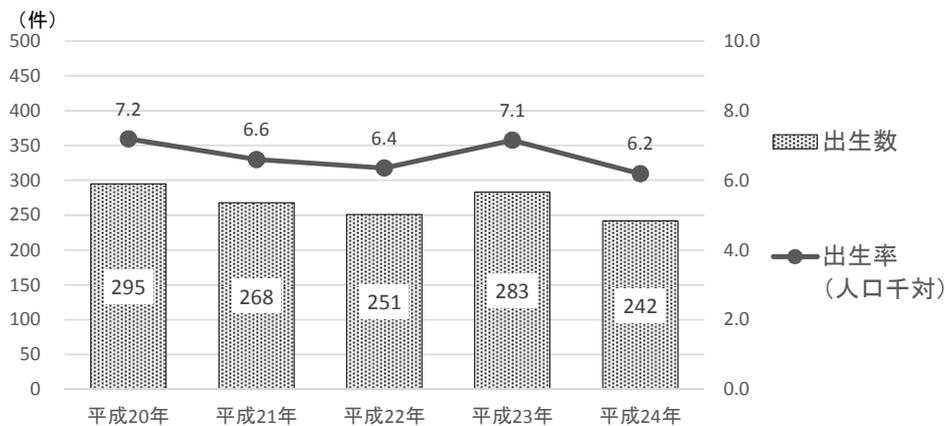
(4)出生率と合計特殊出生率

出生率は、平成22年までは減少傾向でしたが、平成23年に増加に転じ、平成24年では再び減少しました。普通出生率については、平成22年までは減少傾向でしたが、平成23年に7.1と増加し、平成24年では6.2に減少しています。(図2-1-4-1)

本市の合計特殊出生率は、年によって大きく増減はあるものの、平成24年では1.30と全国、千葉県よりも低くなっています。(図2-1-4-2)

【表2-1-4-1 出生率と普通出生率の推移】

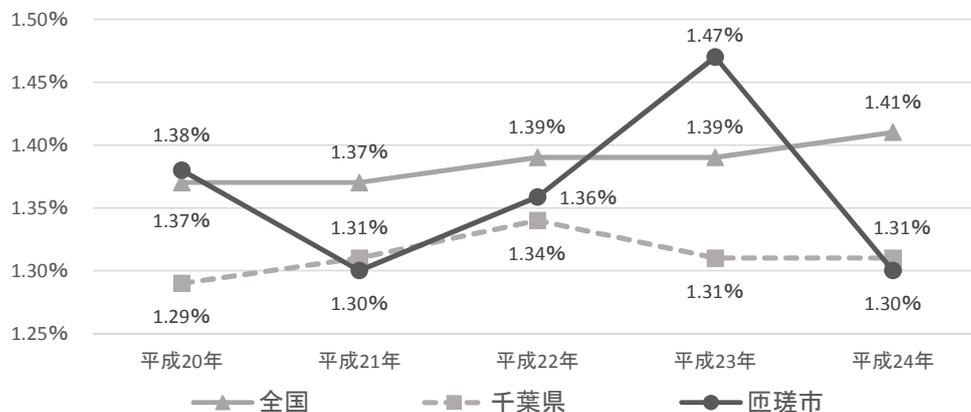
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数(件)	295	268	251	283	242
出生率(人口千対)	7.2	6.6	6.4	7.1	6.2



資料：千葉県人口動態統計

【表2-1-4-2 合計特殊出生率の推移】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
匝瑳市	1.38%	1.30%	1.36%	1.47%	1.30%
千葉県	1.29%	1.31%	1.34%	1.31%	1.31%
全国	1.37%	1.37%	1.39%	1.39%	1.41%



資料：千葉県人口動態統計

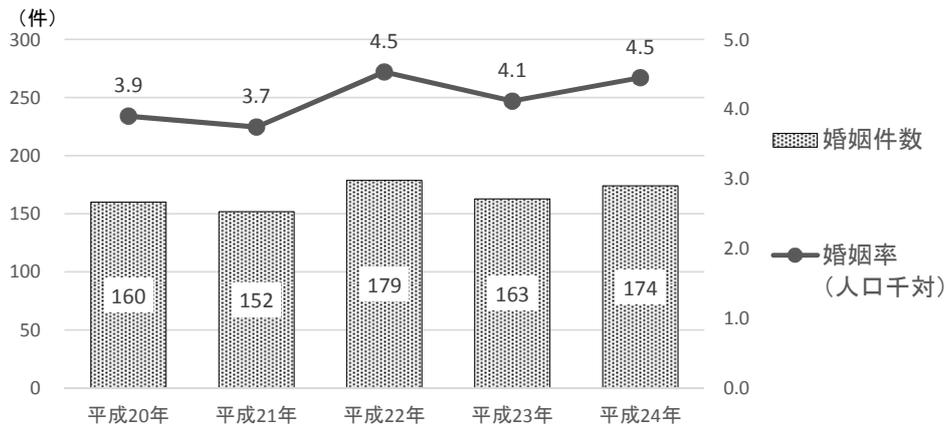
(5)婚姻の動向

婚姻件数については、平成21年の152件を除く平成20年から平成24年までの間で緩やかな増加傾向で推移しています。婚姻率も平成20年の3.9から平成24年の4.5と増加しています。(表2-1-5-1)

離婚件数、離婚率については平成20年から平成24年まで減少傾向で推移しています。(表2-1-5-2)

【表2-1-5-1 婚姻件数と婚姻率】

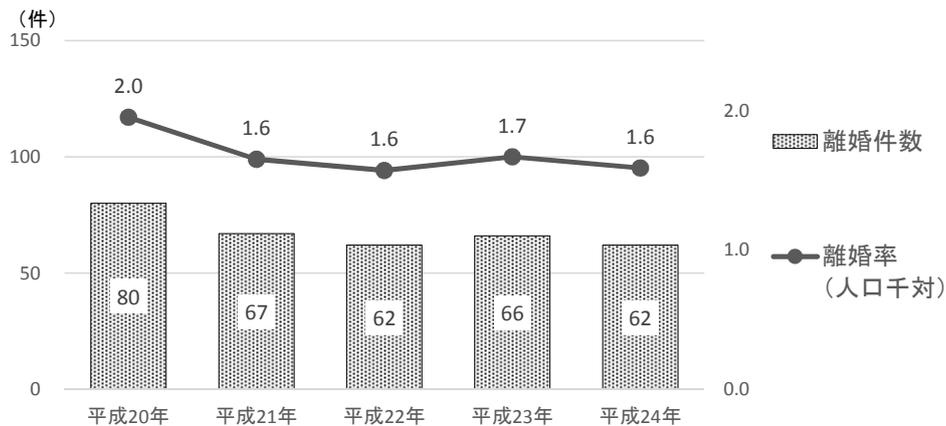
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数(件)	160	152	179	163	174
婚姻率(人口千対)	3.9	3.7	4.5	4.1	4.5



資料：千葉県人口動態統計

【表2-1-5-2 離婚件数と離婚率】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
離婚件数(件)	80	67	62	66	62
離婚率(人口千対)	2.0	1.6	1.6	1.7	1.6



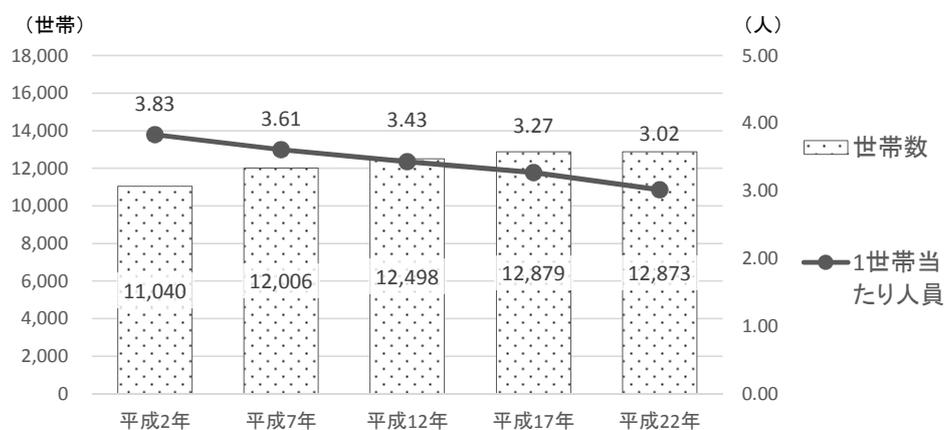
2.家族や地域の状況

(1)世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数の推移をみると、総人口が減少傾向に推移している状況と異なり、年々増加傾向にあり、平成22年には12,873世帯となっています。1世帯当たりの平均世帯人員も世帯数増加に伴い、減少傾向が続いており、平成25年には3.02人となっています。(図2-2-1)

【図2-2-1 世帯数と平均世帯人員の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数(世帯)	11,040	12,006	12,498	12,879	12,873
1世帯当たり人員(人)	3.83	3.61	3.43	3.27	3.02



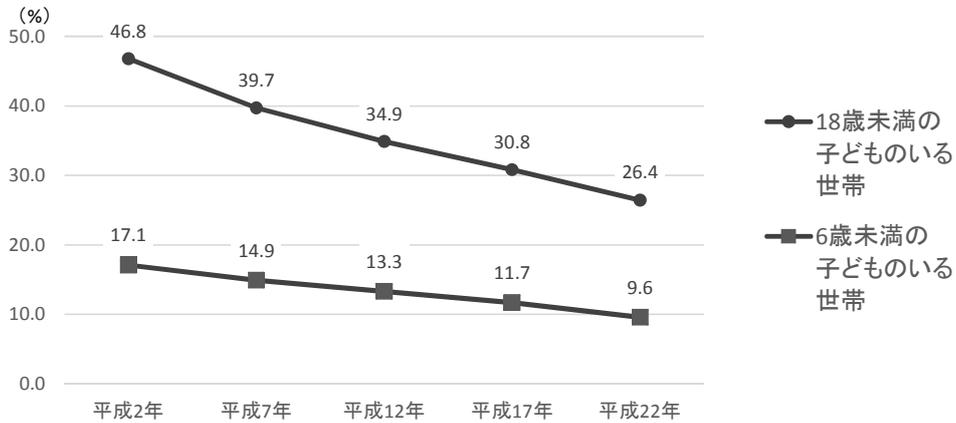
資料：国勢調査

(2)子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数の推移をみると、18歳未満の子どものいる世帯数と6歳未満の子どものいる世帯数共に減少傾向にあります。(図2-2-2)

【表2-2-2 子どものいる世帯数の推移】

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯	10,953	11,991	12,423	12,667	12,845
18歳未満の子どものいる世帯	5,123	4,765	6,335	3,896	3,395
	46.8%	39.7%	34.9%	30.8%	26.4%
6歳未満の子どものいる世帯	1,877	1,787	1,648	1,481	1,231
	17.1%	14.9%	13.3%	11.7%	9.6%



資料：国勢調査

(3)子どものいる世帯の家族類型の推移

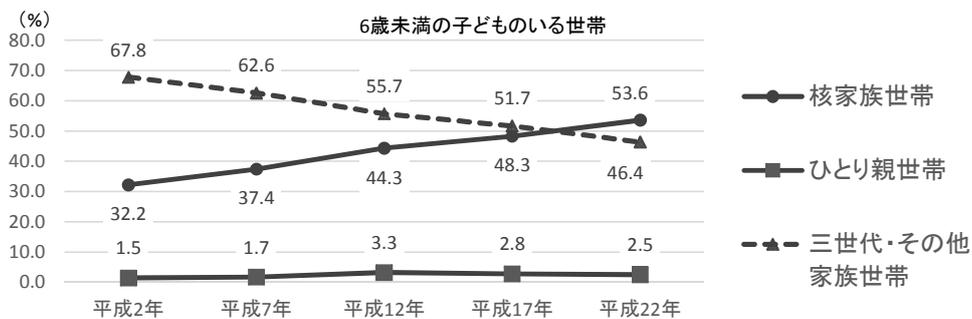
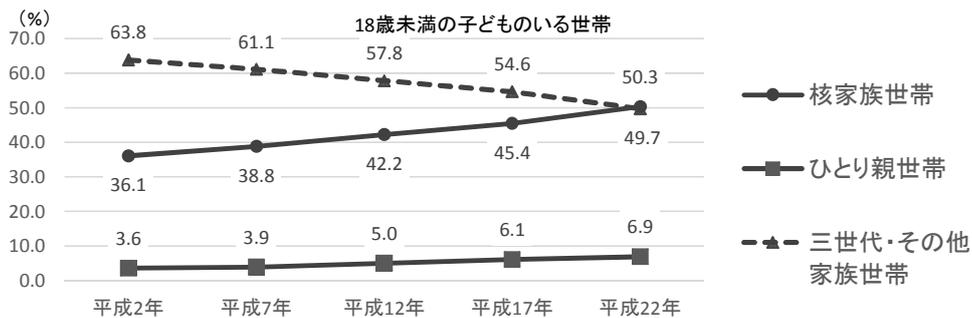
18歳未満の子どものいる世帯における核家族世帯は平成2年の36.1%から平成22年は50.3%と増加傾向に推移しており、三世代・その他家族世帯は平成2年の63.8%から平成22年は54.6%に減少しています。

6歳未満の子どものいる世帯における核家族世帯については、平成2年の32.2%から平成22年は53.6%と増加傾向にあり、三世代・その他家族世帯は平成2年の67.8%から平成22年は46.4%に減少しています。

ひとり親世帯については、18歳未満の子どものいる世帯が増加しています。(表2-2-3)

【表2-2-3 子どものいる世帯の家族類型の推移】

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
18歳未満の子どものいる世帯	5,123	5,882	4,335	3,896	3,395
核家族世帯	1,849	1,850	1,829	1,770	1,708
ひとり親世帯	185	186	217	239	234
三世代・その他家族世帯	3,271	2,913	2,506	2,126	1,687
6歳未満の子どものいる世帯	1,877	1,787	1,647	1,481	1,231
核家族世帯	604	669	729	716	660
ひとり親世帯	29	30	54	41	31
三世代・その他家族世帯	1,273	1,118	918	765	571



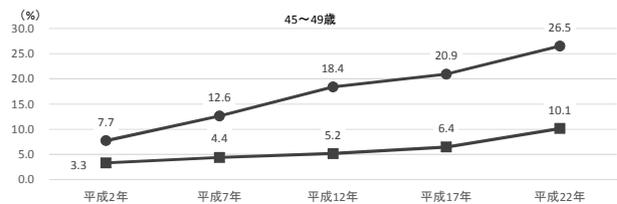
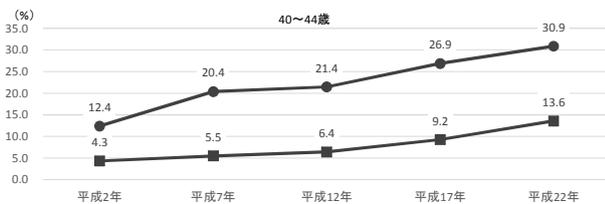
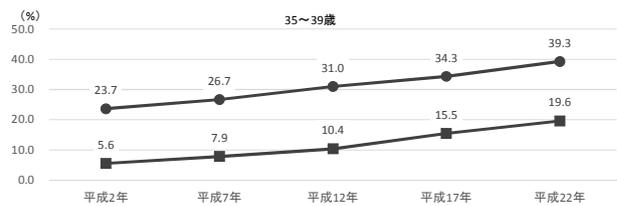
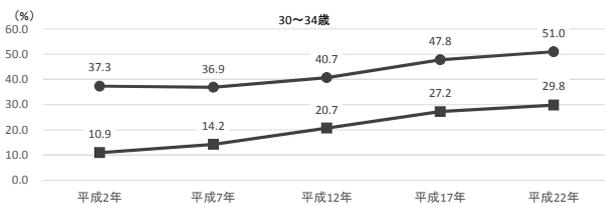
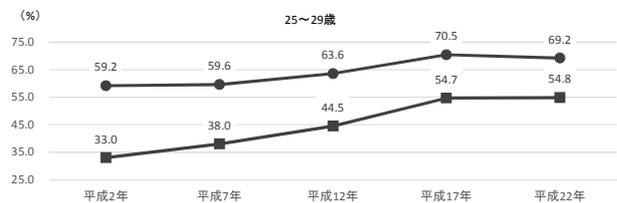
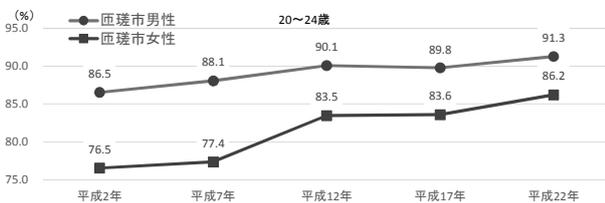
資料：国勢調査

(4)未婚率の推移

未婚率の推移をみると、年齢が高いほど、年々未婚率が高くなる傾向がみられ、平成22年には男性で40～44歳の未婚率が30%を超える高い割合となっており、女性でも約13%となっています。また、20～30歳代の未婚率の推移をみても、男女ともに年々晩婚化が進んでいることがうかがえます。(表2-2-4)

【表2-2-4 未婚率の推移】

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
		男性	女性										
平成2年	全国	92.2	85.0	64.4	40.2	32.6	13.9	19.0	7.5	11.7	5.8	6.7	4.6
	千葉県	92.6	85.0	65.9	39.5	33.8	12.5	19.3	6.1	11.5	4.3	6.4	3.2
	匝瑳市	86.5	76.5	59.2	33.0	37.3	10.9	23.7	5.6	12.4	4.3	7.7	3.3
平成7年	全国	92.6	86.4	66.9	48.0	37.3	19.7	22.6	10.0	16.4	6.7	11.2	5.6
	千葉県	93.8	86.9	69.2	48.1	39.1	18.7	23.7	8.9	16.7	5.5	11.1	4.2
	匝瑳市	88.1	77.4	59.6	38.0	36.9	14.2	26.7	7.9	20.4	5.5	12.6	4.4
平成12年	全国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8	18.4	8.6	14.6	6.3
	千葉県	94.5	89.4	72.5	55.0	44.7	25.8	26.3	12.7	18.5	7.4	14.2	5.1
	匝瑳市	90.1	83.5	63.6	44.5	40.7	20.7	31.0	10.4	21.4	6.4	18.4	5.2
平成17年	全国	91.0	85.8	62.8	52.4	36.8	25.4	23.0	14.1	15.9	8.6	11.6	5.5
	千葉県	94.6	89.6	74.4	60.5	49.1	32.0	30.3	17.3	22.2	11.0	17.2	7.1
	匝瑳市	89.8	83.6	70.5	54.7	47.8	27.2	34.3	15.5	26.9	9.2	20.9	6.4
平成22年	全国	94.0	89.6	71.8	60.0	47.3	34.5	35.6	23.1	28.6	17.4	22.5	12.6
	千葉県	92.9	89.1	71.2	60.1	47.6	33.8	36.2	22.4	28.4	16.2	22.6	11.5
	匝瑳市	91.3	86.2	69.2	54.8	51.0	29.8	39.3	19.6	30.9	13.6	26.5	10.1



資料：国勢調査

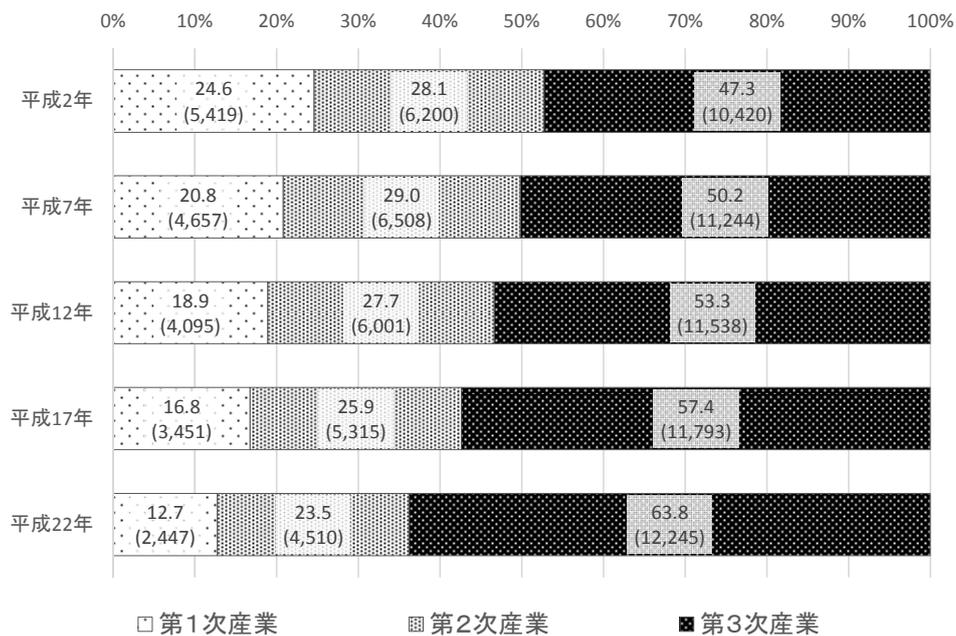
3. 就業の状況

(1) 産業構造別就業率の推移

産業別就業人口の推移についてみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が上昇しています。(表 2-3-1)

【表 2-3-1 産業構造別就業率の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 数(人)	22,039	22,409	21,634	20,559	19,202
第1次産業 (人)	5,419	4,657	4,095	3,451	2,447
(%)	24.6	20.8	18.9	16.8	12.7
第2次産業 (人)	6,200	6,508	6,001	5,315	4,510
(%)	28.1	29.0	27.7	25.9	23.5
第3次産業 (人)	10,420	11,244	11,538	11,793	12,245
(%)	47.3	50.2	53.3	57.4	63.8



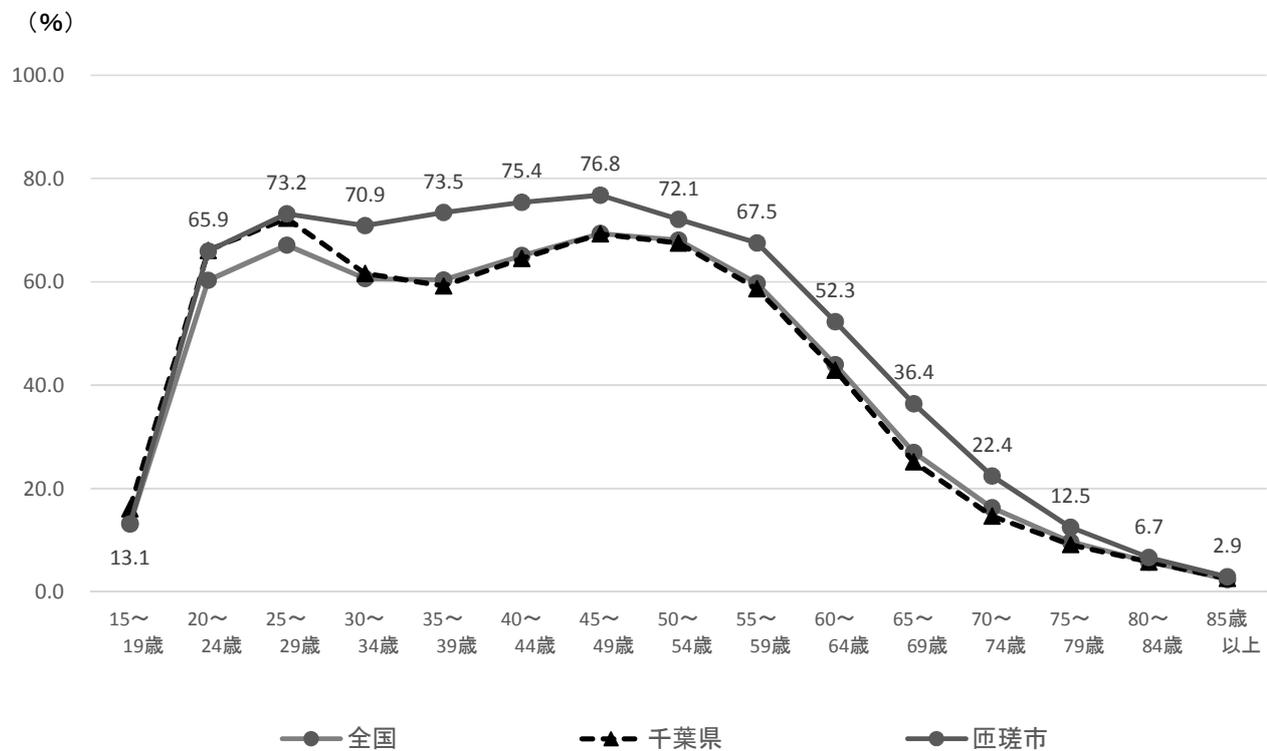
資料：国勢調査

(2)女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率をみると、全国的な傾向と同様に、20歳代後半から30歳代前半にかけて一旦低下し、40歳代には再び上昇するM字カーブを描いています。本市においては、全国と比較すると、30歳代等の子育て世代の就業率が高くなっています。(図2-3-2)

【図2-3-2 女性の年齢別就業率の推移（平成22年）】

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
匝 瑳 市	13.1	65.9	73.2	70.9	73.5	75.4	76.8	72.1	67.5	52.3	36.4	22.4	12.5	6.7	2.9
千 葉 県	16.1	66.1	72.3	61.6	59.2	64.6	69.3	67.5	58.6	42.9	25.2	14.7	9.1	5.8	2.6
全 国	13.3	60.3	67.1	60.6	60.4	65.1	69.3	68.1	59.7	44.0	27.0	16.3	9.7	5.8	2.4



資料：平成22年国勢調査

4. 保育サービス等の提供状況

(1) 保育所(園)の状況

① 認可保育所(園)の状況

本市には、公立保育所が4か所、私立保育園が7か所あります。入所児童数は増加傾向にあり、平成26年には891人と平成22年と比べて109人増加しています。

年齢別の入所児童数を見ると5歳児の入所が増加しています。(表2-4-1-1)

【表2-4-1-1 認可保育所(園)の状況】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
保育所(園)数	公立	4	4	4	4	4	
	私立	7	7	7	7	7	
定員数	公立	300	300	300	300	300	
	私立	600	600	600	600	600	
入所児童数	公立	200	207	216	220	228	
	私立	582	618	625	647	645	
内 訳	公 立	産休明け～6か月	0	0	0	0	0
		0歳児	1	5	4	1	4
		1歳児	24	16	24	22	25
		2歳児	32	46	27	39	41
		3歳児	40	51	64	41	46
		4歳児	46	43	54	64	46
		5歳児	57	46	43	53	66
	私 立	産休明け～6か月	0	0	0	2	0
		0歳児	18	17	18	17	15
		1歳児	63	72	65	76	72
		2歳児	113	103	119	102	117
		3歳児	132	150	136	158	134
		4歳児	134	134	143	149	156
		5歳児	122	142	144	145	151

資料：福祉課（各年4月1日現在）

② 保育所(園)の児童数と入所率の推移

【表2-4-1-2 保育所(園)の児童数と入所率の推移】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入所児童数	782	825	841	867	873
定員	900	900	900	900	900
入所率(%)	86.9	91.7	93.4	96.3	97.0

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2)幼稚園の状況

本市には、公立幼稚園が2か所、私立の幼稚園が1か所あります。
園時数は平成22年以降減少傾向にあります。(表2-4-2)

【表2-4-2 幼稚園の状況】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3歳児		58	54	52	34	44
4歳児		61	69	59	52	33
5歳児		69	59	70	60	54
合計		188	182	181	146	131
施設数	公立	2	2	2	2	2
	私立	1	1	1	1	1

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(3)小中学校の状況

本市には公立小学校が12校、中学校が3校あります。

小学校の児童数は平成22年以降減少しており、平成26年では1,772人と平成22年と比べて200人減少しています。(表2-4-3-1)

中学校の生徒数も小学校と同様に平成22年以降減少しており、平成26年では985人と平成22年と比べて126人減少しています。(表2-4-3-2)

【表2-4-3-1 小学校の児童数の推移】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
児童数	男子	1,035	995	950	890	865
	女子	937	917	914	904	907
	合計	1,972	1,912	1,864	1,794	1,772

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【表2-4-3-2 中学校の生徒数の推移】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
生徒数	男子	547	547	519	536	534
	女子	564	521	489	473	451
	合計	1,111	1,068	1,008	1,009	985

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(4)放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子ども教室の状況

放課後児童クラブは、平成22年に2つ、平成24年に1つ増えたことで定員数が増加しており、平成25年の在籍者数は465人となり、平成21年と比べて115人増加しています。(表2-4-4-1)

平成23年から開始した放課後子ども教室の参加数は増加傾向にあります。(表2-4-4-2)

【表2-4-4-1 放課後児童クラブ在籍児数】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童クラブ数	8	10	10	11	11
指導員数	26	32	32	32	34
定員	320	410	410	455	455
総児童数	1,794	1,783	1,740	1,686	1,627
在籍者数	350	375	425	443	465
在籍割合(%)	19.5	21	24.4	26.3	28.6

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

【表2-4-4-2 放課後子ども教室参加数】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
定員	—	—	120	120	120
参加児童数	—	—	41	71	69

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

(5)公園と児童遊園の状況

本市の公園数は、横ばいで推移しており、平成26年では26か所となっています。(表2-4-5)

【表2-4-5 公園と児童遊園の状況】

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
設置数	公園	街区公園	2	2	2	2
		地区公園	9	9	9	9
		近隣公園	1	1	1	1
		その他の公園	1	1	1	1
	児童遊園	13	13	13	13	
	総計	26	26	26	26	

資料：都市整備課

5.子ども・子育てをめぐる問題の動向

(1)児童虐待相談取り扱い件数

児童虐待相談の取り扱い件数は千葉県では増加傾向にあります。平成25年度は4,561件と平成21年度と比べて約2倍に増加しています。

本市でも増加傾向にあり、平成24年には減少しましたが、平成25年には再び増加し32件となっています。(表2-5-1)

【表2-5-1 児童虐待相談取り扱い件数の推移】

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	匝 瑳 市	千 葉 県								
身体的虐待	1	809	13	957	6	885	3	1,293	5	1,402
保護の怠慢	2	743	1	819	3	762	4	996	13	1,132
性的虐待	0	59	0	36	0	70	0	85	0	74
心理的虐待	0	684	0	710	10	671	0	1,587	14	1,953
合計	3	2,295	14	2,522	19	2,388	7	3,961	32	4,561

資料：福祉課

(2)いじめ・不登校の状況

いじめ件数・不登校件数については、平成24年をピークに減少傾向にあります。(表2-5-2)

【表2-5-2 いじめ・不登校の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
いじめ件数	30	40	25	87	30
不登校件数	35	38	39	24	22

資料：学校教育課

6.子育て支援サービス等の状況

(1)民生委員・児童委員の状況

総委員数は、平成23年以降87人で推移しています。(表2-6-1)

【表2-6-1 民生委員・児童委員の状況】

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総委員数	96	87	87	87	87
民生委員数	73	74	74	74	74
うち男性委員数	56	58	58	58	62
うち女性委員数	17	16	16	16	12
主任児童委員数	23	13	13	13	13

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2)母子保健サービスの提供状況

【表2-6-2-1 訪問相談等の実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子健康手帳交付件数	309	310	286	299	276
妊婦・産婦・未熟児 ^{※1} ・新生児訪問件数	331	304	308	238	317
こんにちは赤ちゃん訪問件数	245	249	274	233	256
乳児 ^{※2} ・幼児訪問指導件数	132	126	115	132	141

資料：健康管理課

※1 未熟児訪問は、平成25年4月1日から市町村に移管

※2 乳児は、こんにちは赤ちゃん訪問以外の乳児

【表2-6-2-2 定期健康診査の受診状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4か月児健診	対象者数	268	244	300	253	267
	受診者数	261	240	281	239	255
	受診率(%)	97.4	98.4	93.7	94.5	95.5
1歳6か月児健診	対象者数	306	279	270	267	258
	受診者数	277	276	257	255	245
	受診率(%)	90.5	98.9	95.2	95.5	95
3歳児一般健診	対象者数	273	315	284	285	266
	受診者数	255	285	262	262	259
	受診率(%)	93.4	90.5	92.3	91.9	97.4

資料：千葉県母子保健事業実績報告

【表 2-6-2-3 歯科健康診査の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳6か月児健診	受診者数	277	276	256	255	245
	う歯あり	4	3	4	7	2
	罹患率(%)	1.4	1.1	1.6	2.7	0.8
2歳児歯科健診	受診者数	269	275	235	250	234
	う歯あり	41	31	26	27	19
	罹患率(%)	15.2	11.3	11.1	10.8	8.1
3歳児歯科健診	受診者数	261	271	245	245	243
	う歯あり	63	66	56	53	43
	罹患率(%)	24.1	24.4	22.9	21.6	17.7

資料：市町村歯科健康診査実績報告書
千葉県母子保健事業実績報告

【表 2-6-2-4 予防接種の状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
経口ポリオ※1	第1回	279	241	180	74		
	第2回	277	243	278	104		
不活化ポリオ※1	初回	第1回			212	29	
		第2回			242	57	
		第3回			233	75	
	追加				1	178	
三種混合	第1期	第1回	267	259	279	158	0
		第2回	279	260	263	202	4
		第3回	289	265	258	218	16
	第1期追加	292	296	262	249	248	
四種混合※2	第1期	第1回			96	251	
		第2回			65	262	
		第3回			38	261	
	第1期追加				0	14	
麻疹風疹混合※3 (MR)	第1期	292	254	255	282	234	
	第2期	294	279	280	277	279	
	第3期	376	354	336	323		
	第4期	345	365	349	324		
日本脳炎	第1期	第1回	29	761	894	311	290
		第2回	22	734	847	319	287
	第1期追加	7	25	1,009	705	345	
	第2期	0	1	438	646	325	
BCG		270	245	267	242	217	
二種混合		351	340	325	353	323	

資料：健康管理課

※1 不活化ポリオが平成24年9月1日から定期接種となり、経口生ポリオは廃止。

※2 四種混合は、平成24年11月1日から定期接種。

※3 MR3期、4期は平成24年度で終了。

【表 2-6-2-5 相談・指導等の指導状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
マタニティクラス (両親学級)	開催回数	12	12	12	12	11
	延参加人数	167	186	201	209	123
乳幼児健康相談	開催回数	12	11	12	12	12
	延参加人数	242	201	241	201	185
離乳食教室	開催回数	5	6	6	6	6
	延参加人数	45	126	50	48	55
わんぱくクッキング (2歳以上の幼児と保護者)	開催回数	5	5	5	5	5
	延参加人数	136	124	140	107	134
親子料理教室 (小学校低学年と保護者)	開催回数	13	13	12	10	13
	延参加人数	691	544	554	500	500
すくすく歯っぴい (1歳児歯科相談)	開催回数	12	11	12	12	11
	延参加人数	233	192	225	214	195
歯磨き巡回指導 (幼稚園・保育園・小学校)	開催回数	18	16	15	15	15
	延参加人数	1,098	1,000	841	957	856
発達相談 (心理発達相談員による)	開催回数	44	41	49	45	45
	延参加人数	120	137	172	154	152
ことばの相談	開催回数	19	14	17	18	17
	延参加人数	36	32	30	34	37

資料：健康管理課

【表 2-6-2-6 交流事業】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
つどいの広場	開催回数	276	279	303	305	306
	延参加人数	6,267	7,874	9,518	9,791	9,957

資料：福祉課

(3)各種手当・助成受給の状況

各種手当受給者の受給状況をみると、特別児童扶養手当以外の受給者数は年々減少傾向にあります。

(表 2-6-3-1)

各種助成受給者の状況をみると、子ども医療費助成は増加傾向で、平成 25 年は 4,424 人と平成 21 年の約 2 倍となっています。(表 2-6-3-2)

【表 2-6-3-1 各種手当受給者の受給状況】

	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
児童手当 ^{※1}	世帯				2,560	2,479
児童扶養手当	人	262	251	253	238	237
特別児童扶養手当	人	57	60	62	64	64
障害児福祉手当	人	37	41	33	32	33

資料：福祉課

※1 児童手当は、平成 24 年 4 月 1 日からの現行（新）児童手当制度の現況届対象世帯

【表 2-6-3-2 各種助成受給者の受給状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども医療費助成	2,026	2,956	2,860	4,306	4,424
ひとり親家庭等医療費等助成	273	300	283	304	266
自立支援医療(精神通院)	7	8	9	10	10
自立支援医療(育成医療) ^{※1}					7

資料：福祉課・健康管理課

※1 平成 25 年度から市町村へ事務移管

7.ニーズ調査からみた子育ての状況

(1)調査の概要

①調査の目的

本計画策定のための基礎資料として、本市における保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態を把握することを目的に実施しました。

②調査設計

- 調査地域 匝瑳市全域
- 調査対象 ①市内在住の0歳～5歳の就学前児童
②市内在住の小学1年生～6年生の児童
- 標本数 2,000人（内訳：①1,000人、②1,000人）
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送配布、郵送回収による郵送調査法
- 調査時期 平成26年2月14日（金）～2月28日（金）

③回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳）	1,000	467	46.7%
就学児童（小学生）	1,000	432	43.2%
合計	2,000	899	45.0%

④調査結果の表示方法

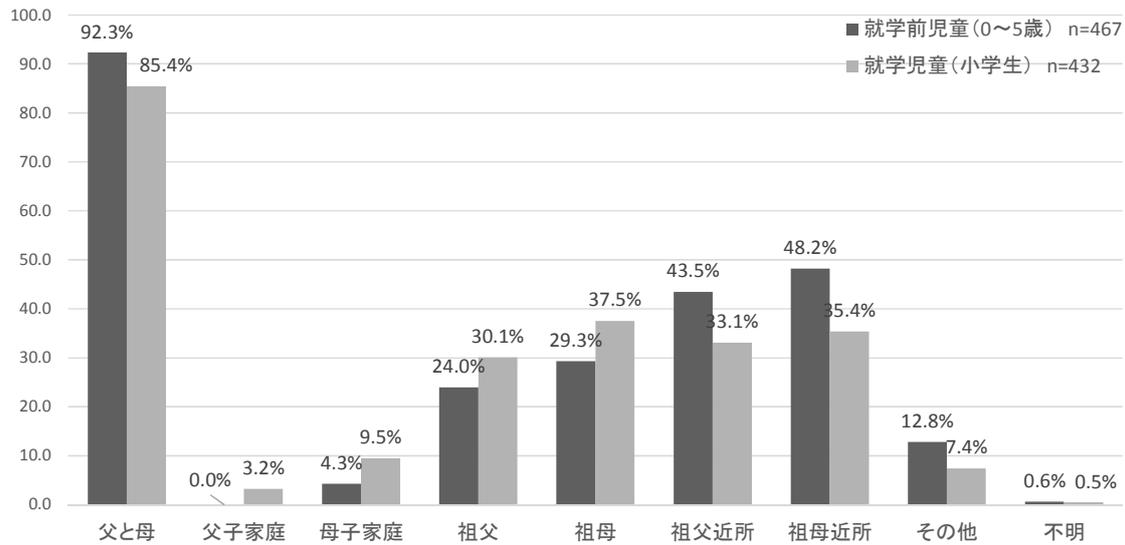
- 集計結果は、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているため、合計値は100%を超えます。
- 文中に示す「n」は、各設問の回答者数です。
- 本文中の結果は百分率（%）で表していますが、比較等の場合はポイントという表現を用いています。

(2)子育て家庭を取り巻く状況

①一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人

就学前児童、就学児童（小学生）ともに、「両親と一緒に住んでいる」がほとんどを占めています。祖父母と一緒に住んでいる、近隣に住んでいる状況も多いことがうかがえます。（図 2-7-2-1）

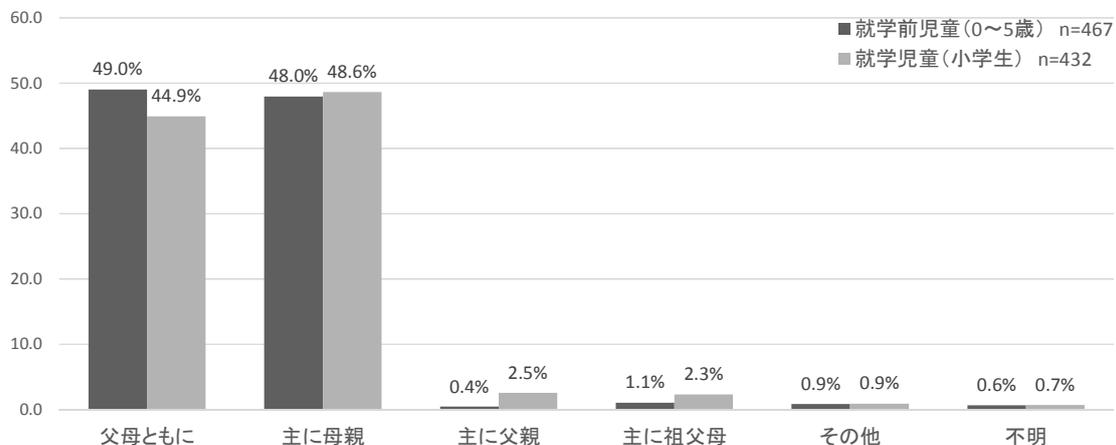
【図 2-7-2-1 一緒に住んでいる人、近隣に住んでいる人】



②子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方

子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方は、就学前児童、就学児童（小学生）ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっており、この2つでほとんどを占めています。（図 2-7-2-2）

【図 2-7-2-2 子どもの子育て（教育を含む）を主にしている方】

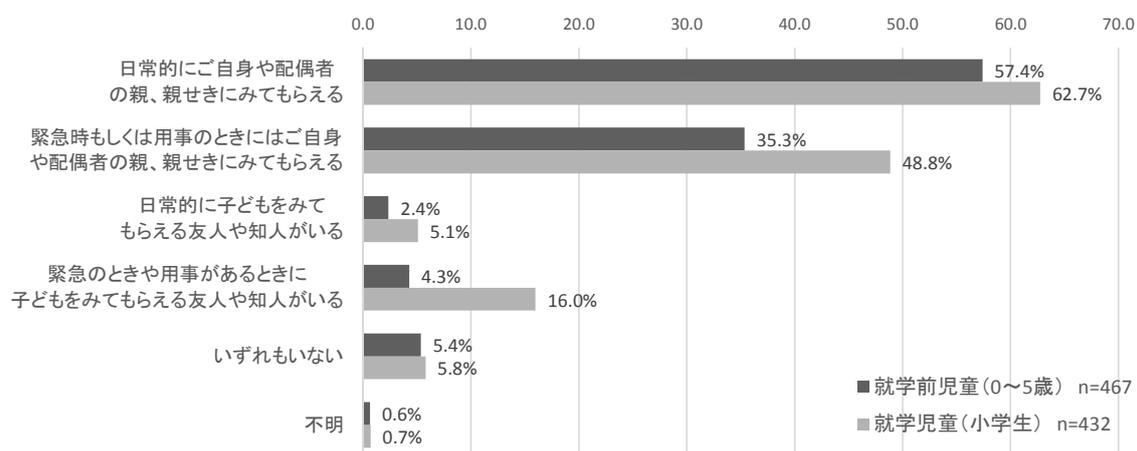


③日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無は、就学前児童、就学児童（小学生）ともに「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。

また、「いずれもない」は5%台となっています。（図 2-7-2-3）

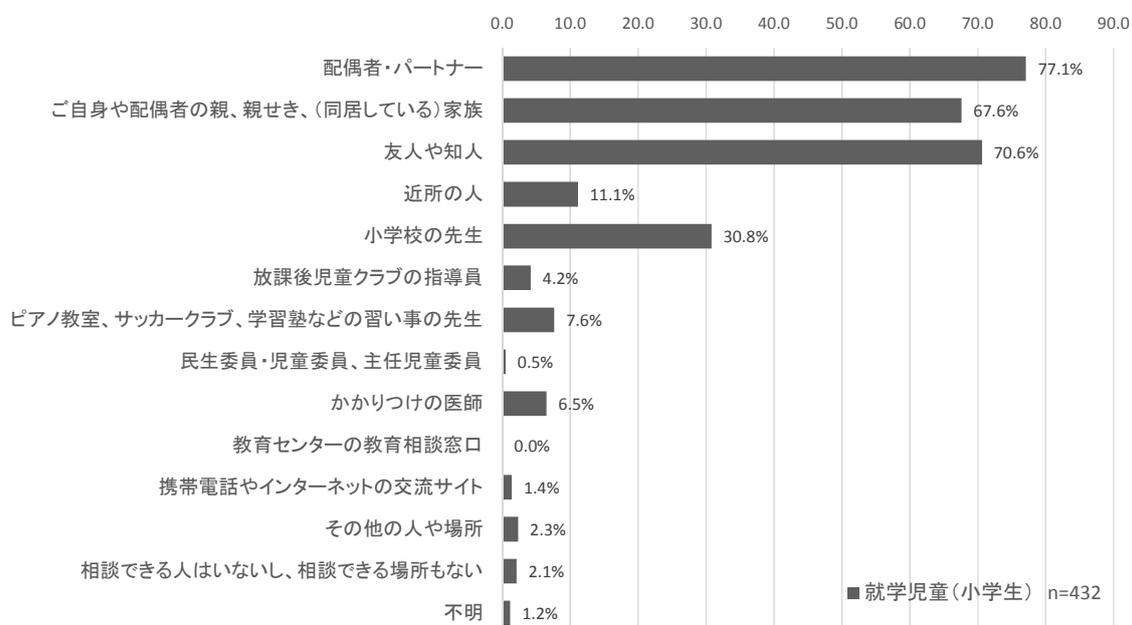
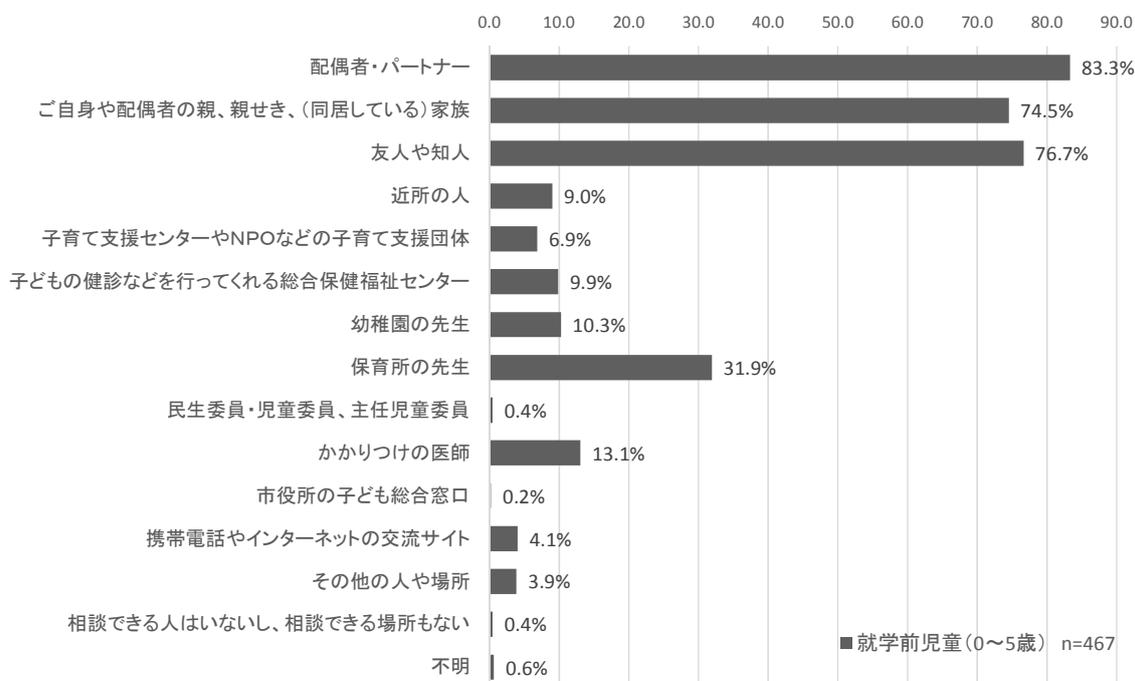
【図 2-7-2-3 日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】



④相談できる人や相談できる場所

就学前児童、就学児童（小学生）ともに、相談できる相手として「配偶者・パートナー」「親・親せき」「友人や知人」と答える方が多くなっています。就学前児童では「保育所の先生」、就学児童では「小学校の先生」との答えも多くなっています。（図 2-7-2-4）

【図 2-7-2-4 相談できる人や相談できる場所】



(3)保護者の就労状況

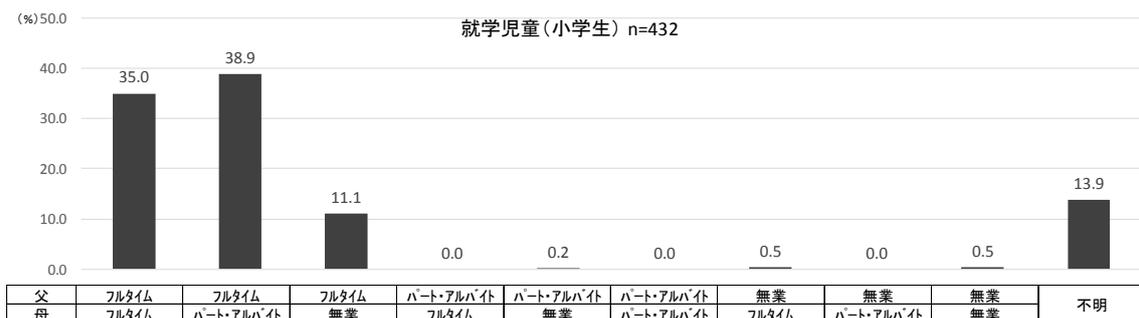
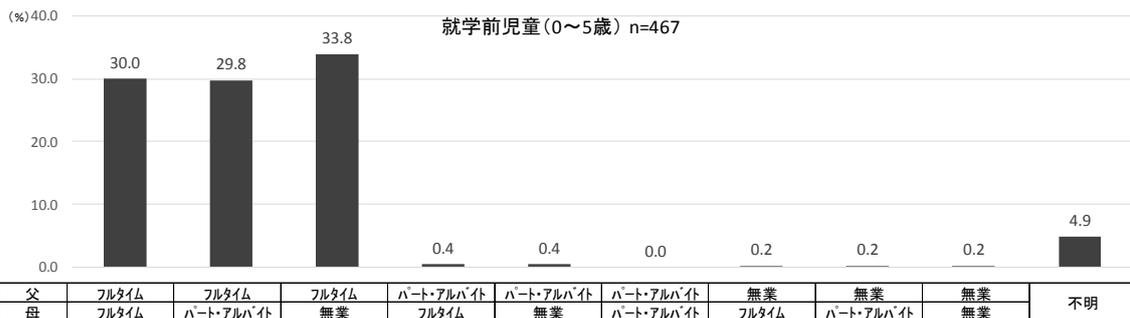
①保護者の就労状況

就学児童（小学生）では、就学前児童に比べ、「父親（フルタイム）×母親（パート・アルバイトなど）」が9.1ポイント高くなっています。また、「父親（フルタイム）×母親（無業）」では22.7ポイント低くなっており、母親の就労が少なくなっていることがうかがえます。（図2-7-3-1）

【図2-7-3-1 保護者の就労状況】

就学前児童 (0~5歳) n=467		父親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母親	フルタイム	30.0%	0.4%	0.2%	1.9%
	パート アルバイトなど	29.8%	0.4%	0.2%	1.9%
	無業	33.8%	0.0%	0.2%	0.6%
	不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%

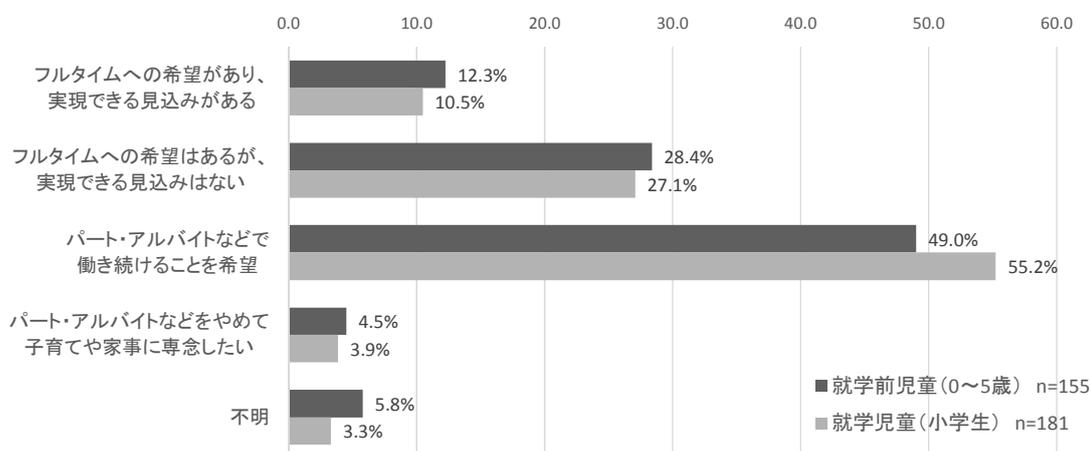
就学児童 (小学生) n=432		父親			
		フルタイム	パート アルバイトなど	無業	不明
母親	フルタイム	35.0%	0.0%	0.5%	6.0%
	パート アルバイトなど	38.9%	0.2%	0.0%	2.8%
	無業	11.1%	0.0%	0.5%	0.9%
	不明	3.5%	0.0%	0.0%	0.7%



②パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、就学児童（小学生）ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多くなっており、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」となっています。（図 2-7-3-2）

【図 2-7-3-2 パート・アルバイト等で就労している保護者のフルタイムへの転換希望】



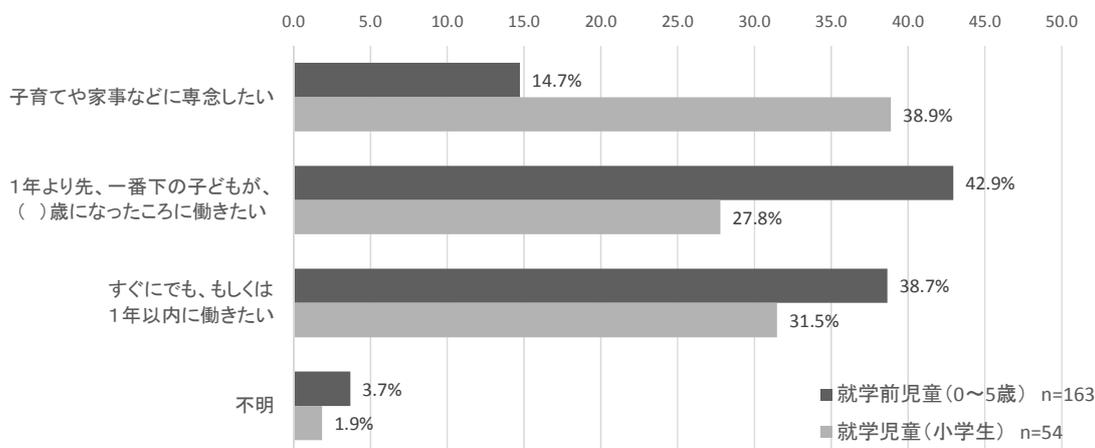
③現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、就学前児童では「1年より先、一番小さい子どもが0歳になったところに就労したい」が42.9%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が38.7%となっています。

就学児童（小学生）では「子育てや家事などに専念したい」が38.9%と最も多くなっています。

（図 2-7-3-3）

【図 2-7-3-3 現在就労していない母親の就労希望】

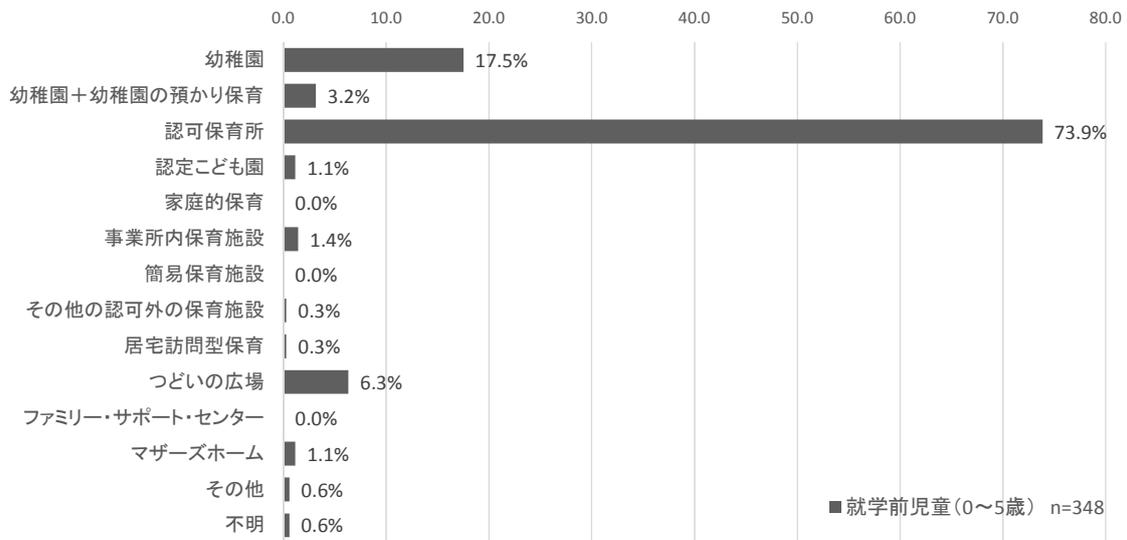


(4)教育・保育事業について

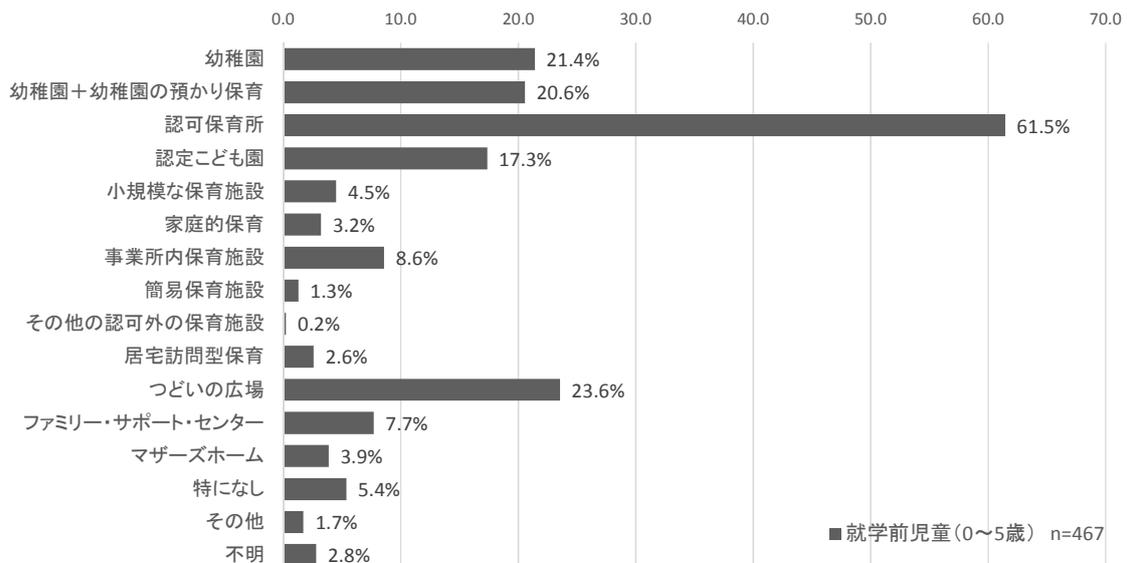
①現在利用している教育・保育事業、利用したい教育・保育事業について

現在の利用と利用希望のサービスを比較すると、幼稚園や認可保育所の利用の割合は大きな差はありませんが、幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望が増えています。また、「つどいの広場」「ファミリー・サポート・センター」等の子育て支援に関するサービスの希望も多くなっています。
 (図 2-7-4-1-1) (図 2-7-4-1-2)

【図 2-7-4-1-1 定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童のみ）】



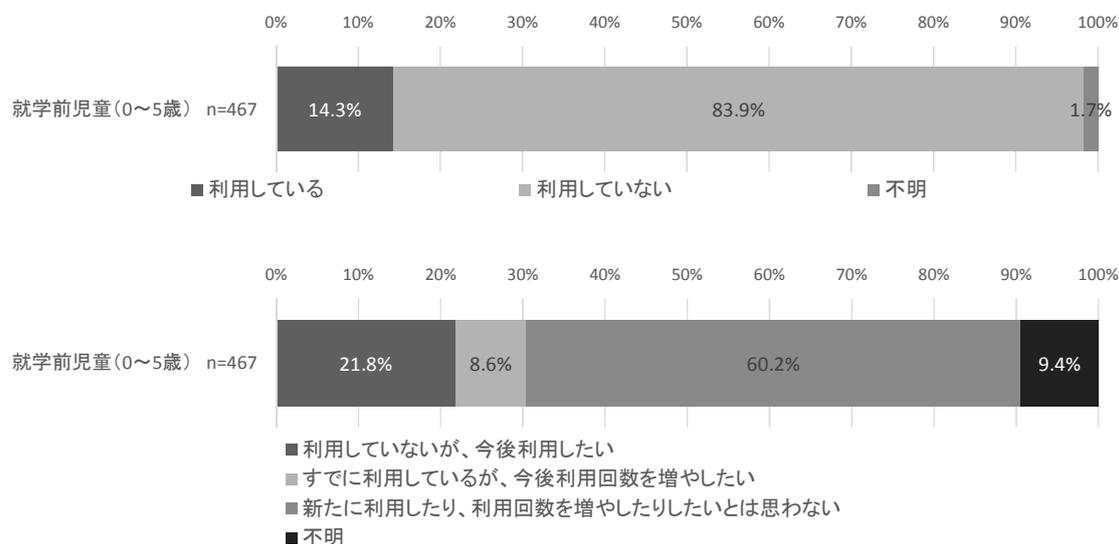
【図 2-7-4-1-2 今後利用したい教育・保育事業（就学前児童のみ）】



②つどいの広場について

現在の利用している方は 14.3%となっていますが、今後新たに利用したい方とさらに利用回数を増やしたい方考えている方は約3割となっています。(図 2-7-4-2)

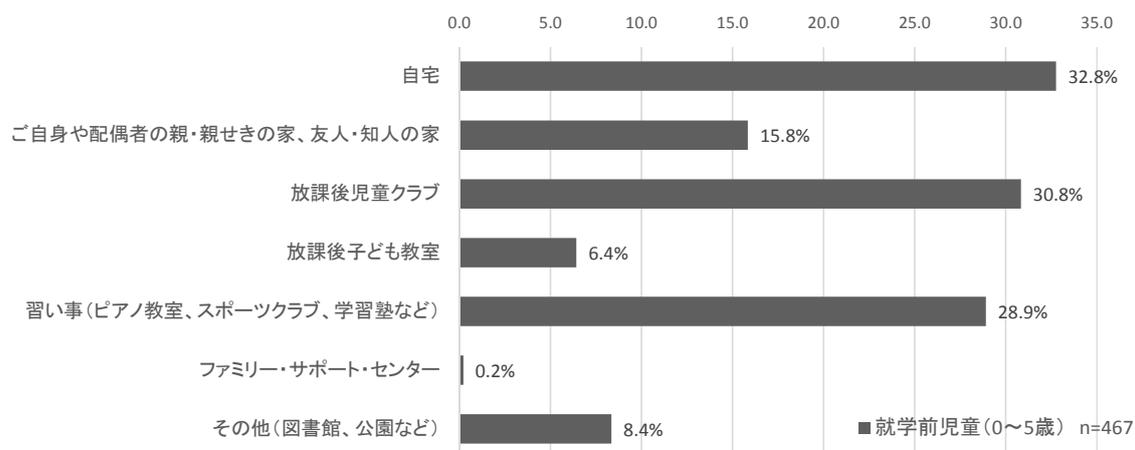
【図 2-7-4-2 つどいの広場の利用と利用希望（就学前児童のみ）】



③小学校低学年（1～3年生）の放課後に過ごさせたい場所

小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所は、「自宅」が 32.8%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 30.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 28.9%の順となっています。(図 2-7-4-3)

【図 2-7-4-3 小学校低学年（1～3年生）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童のみ）】

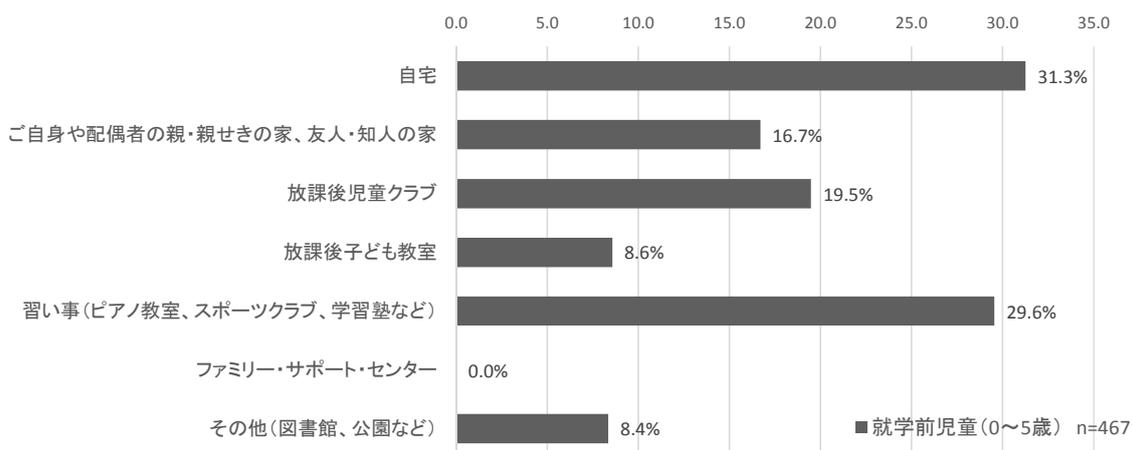


④小学校高学年（4～6年生）の放課後に過ごさせたい場所

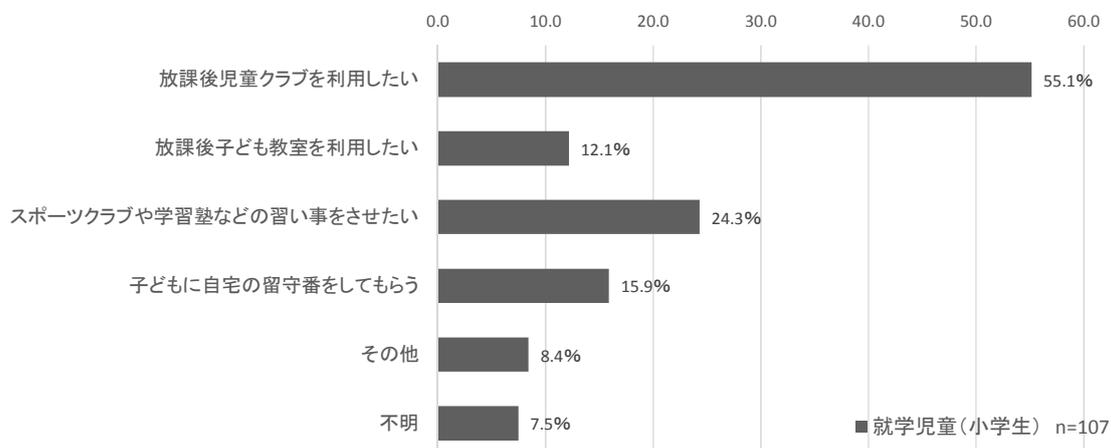
小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所は、就学前児童では「自宅」が31.3%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が29.6%と多くなっています。（図2-7-4-4-1）

また、就学児童では小学4年生以降の放課後の過ごし方について「放課後児童クラブを利用したい」が55.1%と最も多く、次に「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が24.3%となっています。（図2-7-4-4-2）

【図2-7-4-4-1 小学校高学年（4～6年生）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童のみ）】



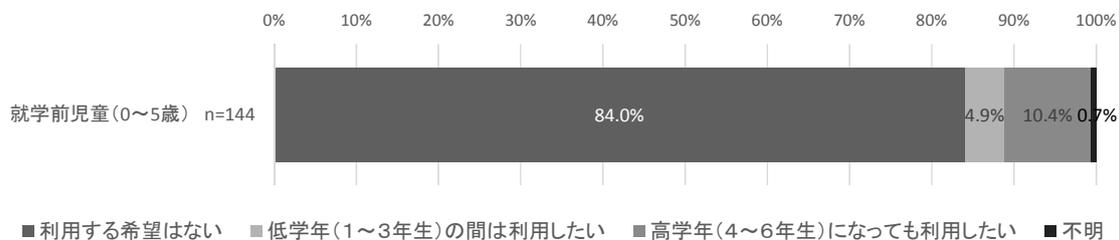
【図2-7-4-4-2 小学4年生以降の放課後の過ごし方（就学児童のみ）】



⑤放課後児童クラブの日曜・祝日利用希望

日曜・祝日の利用希望は、「利用する必要はない」が84.0%と最も多く、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」は4.9%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」は10.4%となっており、利用希望がある人は15.3%となっています。（図2-7-4-5）

【図2-7-4-5 放課後児童クラブの日曜・祝日利用希望（就学児童のみ）】



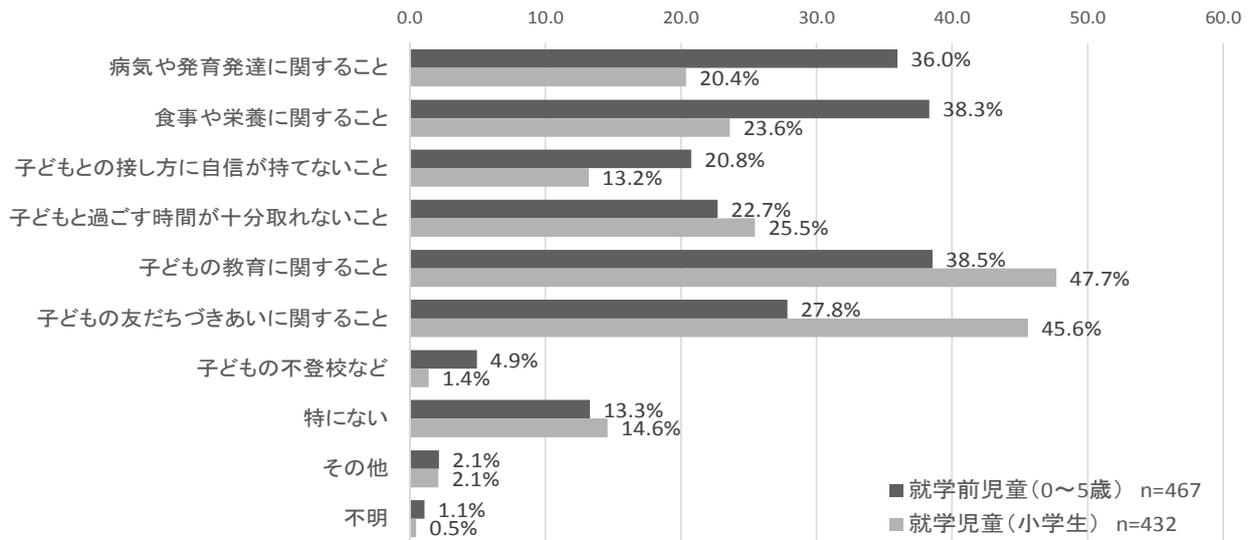
(5)子育ての悩みや各種施策について

①子育ての悩みについて

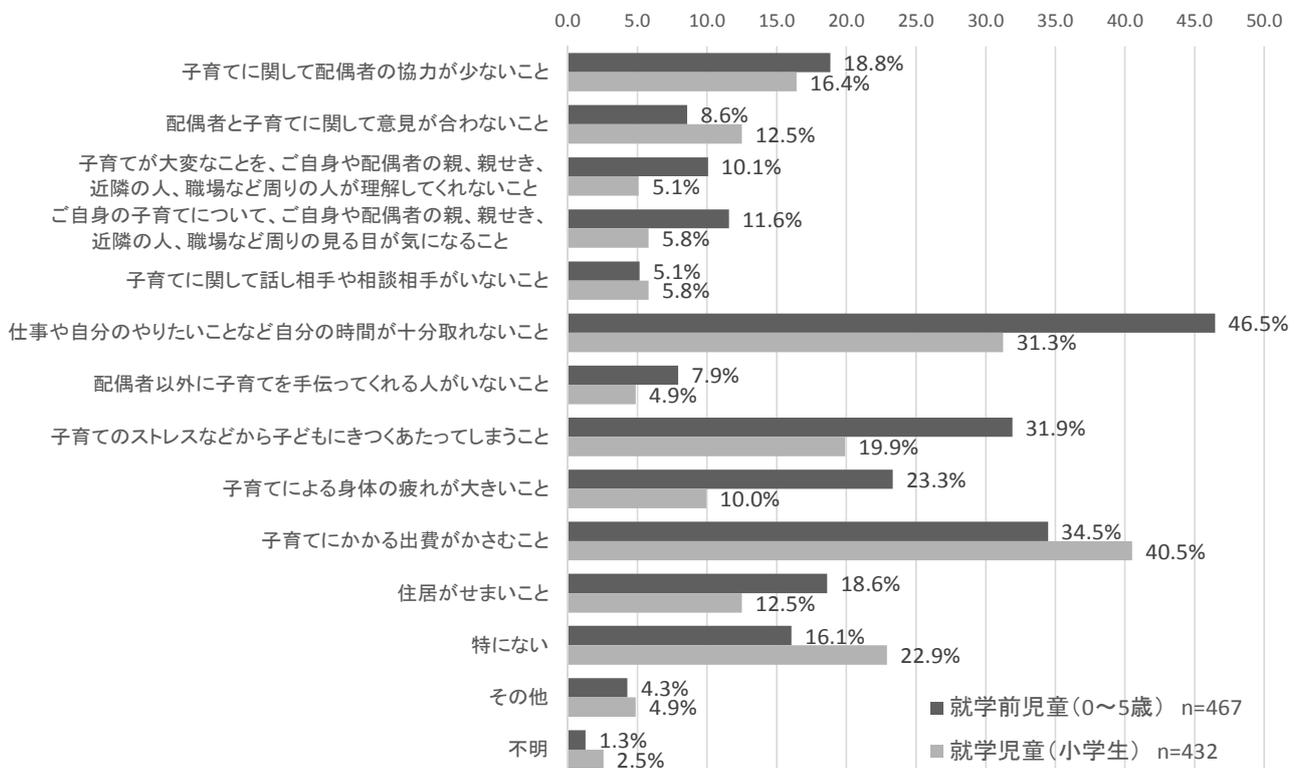
子どもに対して「子どもの教育に関すること」が最も多くなっています。(図 2-7-5-1-1)

保護者自身の悩みとしては、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと」が 46.5%と最も多く、就学児童(小学生)では「子育てにかかる出費がかさむこと」が 40.5%と最も多くなっていますが、全般として様々な子育ての悩みを抱えていることがうかがえます。(図 2-7-5-1-2)

【図 2-7-5-1-1 子どもに関する悩み】



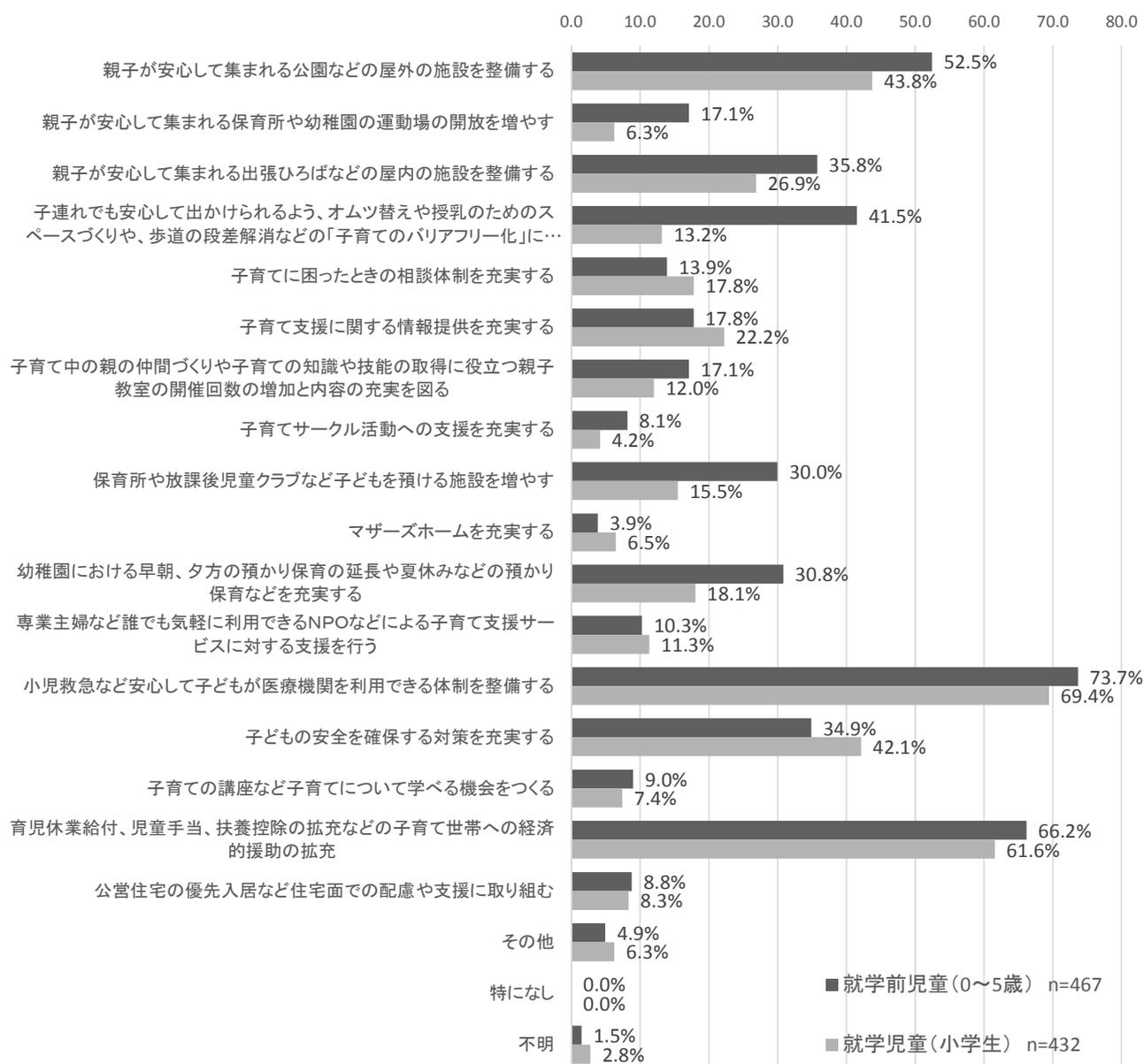
【図 2-7-5-1-2 子育てに関しての自身の悩み】



②匝瑳市に望むこと

就学前児童、就学児童ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も多く、次に「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が多くなっています。(図 2-7-5-2)

【図 2-7-5-2 匝瑳市に望むこと】



8. 匝瑳市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査等の結果、「匝瑳市次世代育成支援行動計画《後期行動計画》」の進捗状況等から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、後期行動計画で示された基本目標ごとに課題を整理します。

(1) 子育ての充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

本市では、子ども的人数が減少傾向である一方、核家族化が進んでおり、子育てのことで相談できる相手がない方が増加傾向にあると考えられます。子育てでの不安や孤立化は子どもの虐待へと結びつきやすいことから現在でもつどいの広場等で、不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供したりと、子育ての孤立化を防ぐ取り組みを行っていますが、さらに子育て支援センターの設置の検討やつどいの広場の内容を充実や地域社会のネットワークづくり等で、子育て家庭がもれなく支援できるように取り組む必要があります。

また、アンケートでは親や親せきに子どもを預けることのできる家庭は多く、子育て世代の女性の就業率も国や県と比較して高いことから、仕事ができる環境は進んでいると考えられますが、現在未就業の母親が働きたいと考えている傾向も高く、仕事と子育てが両立できる環境を保育サービスの充実や地域社会における支援体制も含め、さらに進めていく必要があります。

(2) 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てに適した住環境や子どもの安全・安心のための取り組みを行っていますが、アンケートでは、親子で安心して集まれる公園や出張広場等の屋内の施設の充実等、親子とのふれあいの場を求めている声が多くなっています。親子でのふれあいによる子どもの成長ができる場の確保に努めていくと共に、引き続き道路交通環境の整備や子どもを犯罪や事故から守るため活動等で良好で安全な地域環境の基盤整備に努めていく必要があります。

(3) 健やかな命と育てる親となるための支援をするまちづくり

本市では、小児医療に関して乳幼児から、健康診査や育児相談、医療費助成等の取り組みを行っていますが、アンケートでは、小児救急等安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備することを求める声が多く寄せられています。市内の小児救急対応の医療機関はないことから、市内でも小児救急の対応ができるよう千葉県に働きかけていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1.基本理念

近年、核家族化や就業する女性の増加、地域連携の希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しく、子育てに対する孤独や不安を感じる保護者は少なくありません。また、価値観の多様化や個人の生き方も複雑化している中、社会全体で子どもを育てようとする意識も希薄化してきており、子どもを産み育てたいという希望を誰もが素直に持つことが難しくなっています。

このような状況の中、行政だけでなく、保護者をはじめとする全ての人々が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの立場で支え合い、見守っていく必要があります。

本計画では、子育てをしている全ての家庭が地域社会から孤立することなく、さまざまな人との交流を図りながら、子育てし、「匝瑳市で子育てをしてよかった」と思えるような環境づくりをするため、「匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念を継承します。

**子ども一人ひとりの輝きを
慈しみ育てる喜びと楽しみを、
実感できるまちづくり**

2.基本目標

子ども・子育て支援の推進に当たっては、様々な関係分野が相互に連携し、全ての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の3つの基本目標を定め、それらを3つの柱として総合的に施策を推進します。

(1)子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

ライフスタイルの変化や女性の社会進出の増加によって、多様な子育て家庭が増えたことで子育てへの不安や負担も多種多様化し、子育ての負担を軽減する等の環境整備が必要となっています。

「父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」のは当然なことではありますが、地域社会のつながりの希薄化により、子育てへの責任が家庭や母親に非常な重圧となり、子育て自体が負担となっています。

広く全ての子どもと家庭への支援を行うという観点から、子育ての孤立を防ぐとともに、障害児の支援や、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策等の充実等、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築を図ります。

また、全ての親が「ひとりで子育てをしているのではない」と実感できるよう、地域や関係機関・団体等社会全体で子育てを見守り、支援していくことで、子どもを地域全体の宝として支えていく取り組みを進めます。

(2)子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

これから、子どもを生む人、現在子育てをしている人が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てるには、良好で安全な地域環境が基盤として求められます。

子育てに適した良好な居住環境の確保に努めるほか、子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備、公共施設等における子育てバリアフリーを推進します。

また、近年では子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発していることから、子どもを犯罪等の被害から守るための活動や、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進し、安全で安心できる環境づくりを進めます。

(3)健やかな命を育める親となるための支援をするまちづくり

子どもを生み育てたいと思う人の安全な妊娠・出産を支援するためにも、母子を取り巻く保健、医療の様々な問題への対応が集約される母子保健は、広く生涯を通じた健康の保持増進を進める上での基盤となる重要な分野です。健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や小児医療体制の維持を図ります。

また、将来の親となる子どもが心身共に健やかに育つための環境づくりを進めていく必要があります。そのため、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を推進します。

さらに青少年の健全育成を目的として、思春期保健対策の充実、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

3.施策の体系

基本理念

子ども一人ひとりの輝きを慈しみ育てる喜びと楽しみを、実感できるまちづくり

基本目標1

子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

子育て家庭への支援

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 経済的負担の軽減

子育て・子育てを地域で支える意識づくり

- 1 地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成

地域社会における子育て支援体制づくり

- 1 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 2 地域資源活用による子育て支援

仕事と子育てが両立できる環境の整備

- 1 多様な働き方の実現、働き方の見直し
- 2 仕事と子育て両立支援の推進

支援を必要とする子どもと家庭への取り組みの推進

- 1 児童虐待の防止策の充実
- 2 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 3 障害をもつ子どもへの支援

基本目標2

子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良質な居住環境の確保
- 2 安心して外出できる環境の整備

安全対策の推進

- 1 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
- 2 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

基本目標3

健やかな命を育める親となるための支援をするまちづくり

親と子どもの健康の確保・増進

- 1 安全な妊娠と出産の支援
- 2 子どもの健やかな成長と発達への支援
- 3 小児医療の充実

子どもたちの健康の確保

- 1 「食育」の推進
- 2 思春期の心と身体の健康づくり

子どもが健やかに育つための環境づくり

- 1 子どもの権利を守るまちづくり
- 2 次代を担う人づくり
- 3 生きる力を育む環境の整備
- 4 家庭や地域の教育力の向上

第4章 施策の推進方向

1. 子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

子育て家庭への支援

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 経済的負担の軽減

(1) 子育て支援サービスの充実

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行等により、子育てが、孤立と不安感の増大で、親への大きな負担となっていることから、その軽減が課題となっています。

不安や悩みを聞いたり子育て支援に関する情報提供を行い、地域子育て支援センター、つどいの広場の内容の充実を図るとともに、子育てサークルの活動を支援し、子育ての悩みや負担の軽減に努めていく必要があります。

具体施策

地域子育て支援センターの設置
保育所における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域子育て支援センターの設置を図ります。(福祉課)
子育て情報マップや子育てガイドブックの作成・配布
各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て情報マップや子育てガイドブックの作成・配布を実施します。子育て情報マップや子育てガイドブックについては、常に最新の情報に更新し、今後も配布を継続します。(学校教育課、健康管理課、福祉課)
地域子育て相談の充実
各保育所(園)で実施している地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図ります。(福祉課)
子育て支援総合コーディネーター
地域における多様な子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」の配置について検討します。(福祉課)
つどいの広場事業
野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内で実施しているつどいの広場の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての負担の緩和、安心な子育て、子育てができる環境づくりを推進します。(福祉課)
子育てサークルの支援
子育てサークルの活動の場の提供等、母親の自主的活動の支援に努めます。(福祉課)
一時預かりの拡充
保育所を利用していない家庭における、保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。(福祉課)

(2)保育サービスの充実

共働き家庭の増加により、家庭形態が多様化したことで、保育へのニーズも多種多様となっており、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備する等、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。保護者が安心して就労できるよう保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育サービスの実施を行うため、幼保一元化の検討が求められています。

具体施策

延長保育
保護者の利便性向上を図るため利用しやすい延長保育をめざします。(福祉課)
一時預かり(再掲)
保育所を利用していない家庭における、保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。(福祉課)
乳幼児保育
安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう推進を図ります。(福祉課)
障害児保育
一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応をします。(福祉課)
病児・病後児保育
病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の実施について検討します。(福祉課)
保育所(園)の子育て支援機能の充実
保育所(園)において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。(福祉課)
幼稚園の子育て支援機能の充実
幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実を図ります。(学校教育課)
幼保一元化の検討
幼保一元化の可能性について、調査研究を進めます。(学校教育課、福祉課)
保育施設・設備の充実
保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。(福祉課、学校教育課)

各種保育サービスの実施状況

保育所(園)名		受け入れ年齢	延長保育	休日保育	一時預かり	障害児保育	病児・病後児保育	乳幼児保育
公立	八日市場保育所	生後 8週～	7:30～18:30	×	×	○	×	○
	豊栄保育所		月～金7:30～18:30	×	×	○	×	○
			土 7:00～19:00					
	吉田保育所		7:30～18:30	×	×	○	×	○
豊和保育所	×			×	○	×	○	
私立	須賀保育園		月～金7:00～19:15	○	○	○	×	○
			土 7:00～18:15					
	椿海保育園		月～金7:30～18:30	×	○	○	×	○
			土 7:30～17:00					
	共興保育園		月～金7:30～18:30	×	○	○	×	○
			土 7:30～17:00					
	平和保育所		月～金7:30～18:30	×	○	○	×	○
			土 7:30～16:30					
	匠瑳保育園		月～金7:30～18:30	×	○	○	×	○
		土 8:00～17:00						
	東保育園	月～金7:30～19:00	×	○	○	×	○	
		土 7:30～13:00						
栄保育園	月～金7:30～19:00	×	○	○	×	○		
	土 7:30～13:00							

幼稚園における子育て支援サービスの実施状況

市立八日市場幼稚園

＜未就園児教室(ひよこクラブ)＞

幼稚園入園前の幼児を対象に、月1回、保護者の見守りの中で、自分の好きな遊びや友達同士との遊びを通して、社会性を養う援助を行います。

また、未就園児と在園児との交流の中で、在園児は思いやりの心を育みます。

＜お父さん・お母さん先生の日＞

保育参観や各行事等参加の他に、年間7回幼稚園で保育に参加しながら、わが子とのスキップの充実を図ったり、他の保護者との交流を深めたりする機会として実施しています。

＜幼少連携・交流保育＞

縦割り社会の経験や遊びの伝承・秩序を自然に身に付けたり、未来の親が子育ての楽しさを実感できる場を提供しています。

市立のさか幼稚園

<未就園児の登園>

毎週金曜日、就園していない子ども等について、親子で園児の保育に参加、交流を深めています。

<園庭開放>

毎週金曜日午前9時30分から11時まで、園庭の開放を行っています。

<子育て支援講演会>

年に1回実施しています。

<預かり保育>

平時の教育活動終了後、午後2時から6時まで、希望者を対象に指導職員を配置して、保育士の指導計画に基づき活動を行っています。

私立あかしあ幼稚園

<未就園児教室「ふれあい広場」の開設>

毎月1回、未就園児が親子で参加できる場をつくり、在園児とのふれあいや親同士、親と保育士の心の交流の場を設けています。

<預かり保育>

地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育活動終了後、希望者を対象に専門職種を配置し、午後3時から6時まで、保育士の指導計画に基づき活動を行っています。

<園庭・園舎開放>

毎月10、20日（土日、休日を除く）の午後2時から5時30分まで開放を行っています。

<2歳児入園希望者の受け入れ>

母親の仕事や早くから他の子どもたちと一緒に生活させたいという希望を汲んで、試験的に3歳児クラスに受け入れています。

地域における子育て支援の整備状況

支援の種類	内容
育児相談	各保育所(園)において育児相談を実施しています。
家庭児童相談室	匝瑳市役所福祉課内に設置の家庭児童相談室において、家庭相談員による児童の養育について相談指導を行っています。(月～金：面接相談・電話相談)
児童虐待の早期発見と関係機関の連携	児童相談所、保健センター、福祉行政機関等で子育て支援のケースカンファレンスを実施しています。
情報の提供	市のホームページに保育所(園)情報を掲載しています。保育所(園)の園だよりを地域へ配布・回覧しています。
子どもたちの居場所の確保 (公共施設の利用)	○地区コミュニティセンター(9か所) ○集落集会施設(128か所) ○勤労青少年ホーム(1か所) ○農村公園(2か所)
遊び場の確保	○都市公園(12か所) ○児童遊園(13か所) ○その他公園(1か所)
野外活動の場の確保	野外活動施設
世代間交流	市民ふれあいセンター
ドリームキッズ	生涯学習センターで、子どもへの絵本の読み聞かせや人形劇等の話のプレゼントを行っています。 (偶数月の第4土曜日)

(3)経済的負担の軽減

一人の子どもが成人に至るまでには、様々な費用を要することから、子育てに係る各種助成事業を拡充することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、子育てをしやすい環境整備を進めていく必要があります。支援を必要としている家庭への適切な給付に努め、児童手当の給付については、国の動向に注視しながら、制度改正に伴う手当の支給に柔軟に対応し、市民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

出産育児一時金の支給
国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。 (福祉課)
児童手当の給付
中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。 (福祉課)
第3子以降の保育料無料化
18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子以降の幼稚園及び保育所(園)の保育料を無料にします。 (学校教育課、福祉課)
保育所(園)保育料の軽減
保護者の所得の状況に応じた適正な保育料となるよう、保育料の軽減に努めます。 (福祉課)
幼稚園就園等に対する援助
幼稚園に通園する園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、園児の属する世帯の所得状況に応じた保育料等の一部の減免・助成を継続します。 (学校教育課)
就学援助
経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。 (学校教育課)
第3子以降の学校給食費の減免
18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子の学校給食費を1/2に、第4子以降の給食費を無料にします。 (学校教育課)
子ども医療費助成事業
0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。 (健康管理課)
未熟児養育医療給付事業
養育のため、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、医療の給付又は養育医療費の支給を行います。 (健康管理課)

(1)地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみでの子育て意識も低下しています。

本市では、広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、児童委員及び主任児童委員の活動内容を周知してきました。

今後も、児童委員及び主任児童委員での地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

地域ぐるみの意識の醸成
<p>広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めます。(福祉課)</p>
児童委員及び主任児童委員の活動の周知
<p>子どもが健康に育つための子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における児童委員及び主任児童委員の活動内容について引き続き周知を図ります。(福祉課)</p>

地域社会における
子育て支援体制づくり

- (1) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (2) 地域資源活用による子育て支援

(1)地域における子育て支援のネットワークづくり

地域社会のつながりの希薄化が進行したことや、少子化の進行等により子ども同士の交流機会が減少しています。これにより子どもの健やかな成長への影響が心配されるとともに、社会・経済的理由から、親自身が地域社会から孤立した育児をせざるを得ない状況も出ており、結果として子育てへの不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待に走ってしまうケースも見られるようになりました。

そのため、親の感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要となっています。

本市では、そうさ市子ども会を運営する子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう支援していく必要があります。

具体施策

子ども会育成連絡協議会支援事業
子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、市内の子どもの活動の発展を図ります。 (生涯学習課)
PTA活動支援事業
市内の小・中学校及び幼稚園のPTAが連絡協議し、市内の教育進展に寄与することを目的とする事業への支援をします。 (生涯学習課)
スポーツ活動支援事業
スポーツ振興を目的として、市民に対してスポーツ技術の指導その他スポーツに関する指導、助言を行います。 (生涯学習課)

(2)地域資源活用による子育て支援

少子化の影響により、地域内で児童が減少したことによって、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を与えています。全ての子どもを対象に、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動を進めていくことが求められています。

本市では、各地域振興協議会が中心となって、子どもから高齢者までを対象とした各種事業が実施されています。また、各地区のコミュニティセンターが放課後児童クラブや子ども会行事の際に利用されています。

今後は、ファミリー・サポート・センター事業の実施を検討し、地域全体での子育てを支援していく必要があります。

具体施策

学習機会の拡充
小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。 (市立公民館)
地域資源の活用
各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場として活用します。 (環境生活課)
ファミリー・サポート・センター事業の検討
ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。 (福祉課)

**仕事と子育てが両立できる
環境の整備**

- (1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し
- (2) 仕事と子育て両立支援の推進

(1)多様な働き方の実現、働き方の見直し

夫婦共働きのスタイルが増え、また男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。本市では、父親の育児参加の促進や子育てをサポートする多様な働き方への支援として情報提供を進めてきました。今後も引き続き、よりわかりやすい情報提供の手法の検討を進めていく必要があります。

具体施策

父親の育児参加の促進	
父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるよう「育児のための休暇取得プログラム」等の情報提供を行います。	(産業振興課)
多様な働き方への支援	
NPOの活動等の多様な働き方を支援します。	(環境生活課)

(2)仕事と子育て両立支援の推進

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援が重要な課題となっており、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体等が、互いに連携・協力し合いながら地域の実情に即した取り組みを進めていくことが必要です。

本市では、市内保育所(園)の11か所で乳幼児保育の実施や、放課後児童クラブを8小学校(11クラブ)に、また、放課後子ども教室を3小学校に設置する等、働く親への支援を進めてきました。

これからも働きやすい環境づくりのために、企業への啓発活動や保育の受け入れ体制の充実が課題となっています。

具体施策

乳幼児保育の充実	
仕事と子育ての両立を支援するため、乳幼児保育の需要に対応できるよう受け入れ体制等の整備を進めます。	(福祉課)
延長保育の充実	
保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応します。	(福祉課)
育児・介護休業制度の周知	
育児・休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。	(産業振興課)
放課後児童クラブの充実	
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。(八日市場・椿海・豊栄・須賀・平和・共興・野田・栄)	(学校教育課)

放課後子ども教室の充実

子どもたちに放課後の安全・安心な活動場所を提供し、さまざまな学びや体験活動を通して生きる力の向上や地域の人間関係づくりを図ります。

(学校教育課)

放課後児童クラブの実施状況（平成 26 年 7 月 1 日現在）

	開設時間		在籍者数	
	平日	土曜	定員	児童数
八日市場児童クラブ			50	69
豊栄第一児童クラブ	授業終了時 ～18時15分	8時15分 ～18時15分	40	34
豊栄第二児童クラブ	※延長時間 18時15分 ～19時15分	※延長時間 7時45分 ～8時15分、 18時15分 ～18時45分	40	29
須賀児童クラブ			40	47
共興児童クラブ			40	35
平和児童クラブ			40	75
椿海第一児童クラブ			35	38
椿海第二児童クラブ			50	39
野田児童クラブ			40	66
栄第一児童クラブ			40	41
栄第二児童クラブ			45	28

放課後子ども教室の実施状況（平成 26 年 7 月 1 日現在）

名 称	開設時間	在籍者数	
		定員	児童数
匝瑳放課後子ども教室	平日 授業終了時～18時	40	17
豊和放課後子ども教室		40	25
吉田放課後子ども教室		40	40

支援を必要とする子どもと家庭への取り組みの推進

- (1) 児童虐待の防止策の充実
- (2) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (3) 障害をもつ子どもへの支援

(1)児童虐待の防止策の充実

平成 16 年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、児童虐待への制度的な対応について充実化が図られてきましたが、子どもの命が奪われるといった重大事件は年々増加を続けています。

本市においては、関係機関と連携を取り、親の孤立感や不安の解消、虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は、継続的に支援を行っています。また、虐待の早期発見に向けて市民の協力を呼びかけています。

今後も「早期発見・早期対応」を第一に、虐待を受けた子どもの「保護と自立」へとスムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要があります。

具体施策

孤立感・不安の解消
母子保健事業において保護者の不安をよく受け止め、助言し、自信をもって育児ができるようにします。 また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。 (健康管理課)
相談事業の周知
家庭児童相談室や各保育所(園)等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。 (福祉課)
一時預かりの拡充(再掲)
保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。 (福祉課)
関係機関の協力による早期発見
母子保健事業・こんには赤ちゃん事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。 (健康管理課)
保育所(園)における早期発見
児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の防止のための指導、啓発に努めます。 (保育所(園))
市民の協力による早期発見
「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に 11 月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも 2 年に一度更新し、学校、保育所、公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。 (福祉課)
要保護児童対策地域協議会事業
要保護児童対策地域協議会を最大限に活用し、情報の共有化等を図り、児童虐待に際して適切な対応に努めます。 (福祉課)

(2)ひとり親家庭への自立支援の推進

近年の離婚の急増等が背景となり、平成 14 年母子及び寡婦福祉法等の改正が行われ、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援の充実や就業支援の強化、扶養義務の履行の確保等が図られました。また、平成 26 年には、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法と改正され、父子家庭に対する支援の拡充が行われました。

父子家庭に対する支援の拡充を行うため、母子及び寡婦福祉法が改正され、母子及び父子並びに寡婦福祉法となりました。

本市でも、就労のための相談・情報提供のほか、住居の安定確保に努める等、ひとり親家庭の自立支援を行っています。また、経済的な面での支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度を積極的に周知し、活用を促しています。

今後は、更なるひとり親家庭の自立支援に向けて、様々なケースへの相談支援ができるように母子自立支援員の相談体制強化が重要な課題となっています。

具体施策

自立支援・就業相談等の情報提供
母子・寡婦家庭に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、支援活動の充実を図ります。 (福祉課)
母子寡婦福祉会への支援
母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換したり、親睦を深めています。今後は、若年母子の会員募集等、会の充実を支援します。 (福祉課)
母子家庭等への居住の安定確保
母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。 (都市整備課)
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。 (学校教育課)
児童扶養手当の給付
児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の防止のための指導、啓発に努めます。母子家庭の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。 (福祉課)
ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。 (福祉課)

母子家庭等対策総合支援事業
母子・父子家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給する。(福祉課)
養育費の確保
母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、支援を行います。(福祉課)

(3)障害を持つ子どもへの支援

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につながるよう早期発見体制とそれにつながる相談体制を充実し、障害児については日常生活動作の訓練や外出支援等が重要です。

本市では、発育や発達の問題を発達段階で早期発見をするため、健康診査等の母子保健事業での早期発見に努めており、問題の発見後は専門職による継続的な支援を行っています。また、心身の発達や機能回復、集団生活への適応などの療育体制の整備に努め、就学の際には就学支援として、医師・教育関係者・福祉関係者により諸検査・保護者面談によって作成した資料について慎重に審議を行ってきました。

今後も、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、スムーズに就学支援へつながるように体制の強化を行うとともに、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、その家庭にあった支援を推進します。また、保育所・幼稚園・小学校等の教員・指導者の発達障害への理解を深めていくとともに、保護者に向けても発達障害について啓発を図っていく必要があります。

具体施策

早期発見体制の整備
母子保健事業や幼稚園・保育所（園）を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見に努めます。(健康管理課、学校教育課、福祉課)
フォロー体制の整備
発達が心配な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談の場を活用し、継続的な支援を行います。(健康管理課)
療育体制の整備
心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、マザーズホームを通して発達支援に努めます。(福祉課)
障害児保育の充実
障害を持つ子どもの保育に対応できるよう、保育士の確保に努めます。(福祉課)
就学指導の充実
心身障害児就学指導委員会に諮り、関係機関との連携により、対象児の把握・保護者の意向を聴取し、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。(学校教育課)
担当教員の研修と相談機能の充実
学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、担当教員の研修への派遣や担当教員の研修の実施に努めます。(学校教育課)
特別支援教育就学奨励費の支給
小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の方の経済的負担を軽減するために今後も継続して支給します。(学校教育課)

障害児に対する助成

障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。(福祉課)

保育所(園)心理発達巡回相談

心理発達相談員が市内保育所(園)を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイス等を行い、適切な保育の推進を図ります。(福祉課)

2. 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てを支援する生活 環境の整備

- (1) 良質な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備

(1) 良質な居住環境の確保

子育てを快適に行っていく中でも居住環境は最も基本的な要因の一つです。

本市では、子育て中の家庭へ質の高い市営住宅の提供を行っています。住宅の築年数は 30 年以上が経過していますが、設備の維持修繕をこまめに行い、快適な居住環境に配慮しています。

今後も、設備の老朽化等に合わせて適切な維持修繕を行い、居住環境の質の維持向上に努めていく必要があります。

具体施策

市営住宅の充実

質の高い市営住宅の提供を図ります。

(都市整備課)

(2) 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化等が課題です。

本市では、道路交通標識の整備により路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の整備を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカーでの利用等を考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

具体施策

道路交通標識等の整備

子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路標識等の整備を進めます。
(建設課)

公共施設のバリアフリー化

公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。

(関係各課)

商業施設等への啓発

市内の商業施設等へ施設設備等の子育てバリアフリー化を啓発・促進します。

(産業振興課)

公園の整備の充実

子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことができる公園の整備に努めます。
(都市整備課)

安全対策の推進

- (1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
- (2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

(1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るための活動が重要となっています。

本市では、幼稚園・小・中学校の保護者、地区防犯指導員の携帯電話に、まちcomiメールによる不審者情報を提供し、犯罪の未然防止に努めています。また、子どもの安全を地域全体で守ることを目的として、小学校ごとに地域住民・保護者による見守り活動を組織的に行っています。

また、子ども 110 番の家の登録を呼びかけ、地域の中に緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。

今後も子どもが安全に過ごせる環境づくりをめざし、関係団体や地域住民と連携して活動を推進していく必要があります。

具体施策

犯罪等に関する情報の提供

市内や近隣で犯罪が発生した場合、幼稚園・小・中学校保護者に対して、速やかに情報提供をメール配信システムにて行います。

市内や近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、保護者等へ速やかに情報を提供するシステムについて検討します。

(学校教育課、環境生活課)

地域全体での取り組みの推進

子どもたちを犯罪から守るために、地域住民の協力を得て、見守り活動の組織づくりを進めます。また、防犯協会と緊密に連携し、各地域の防犯協会支部を中心に、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合うことにより、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく地域づくりを推進します。

(学校教育課、環境生活課)

子どもの安全対策

防犯協会が実施していた見守り活動に老人クラブ連合会が新たに加わり、子どもの安全対策の強化を図っています。

防犯協会、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合い、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を推進します。

(環境生活課、学校教育課)

「子ども 110 番の家」の拡大

子どもたちが安全で安心して登下校できるように、「子ども 110 番の家」の拡大に努めます。

(学校教育課)

地域防犯パトロール

小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。

(学校教育課、環境生活課)

(2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

車社会であることや自転車利用者が増え、子どもを事故から守るためには警察、保育所（園）、幼稚園、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校等の防災設備の点検を行うほか、警備業務を定期的実施しています。

今後とも、交通安全意識の向上に努めるとともに、市内学校等での避難訓練の実施による防災意識の向上や防犯対策の充実化を図っていく必要があります。

具体施策

交通安全教育の実施

子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教育を小・中学校で実施し、自転車の乗り方、歩行の仕方等、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら取り組みます。

また、地域住民の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に実施します。

市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。

(環境生活課、学校教育課、福祉課)

防犯対策の充実

小・中学校、幼稚園及び保育所（園）において、セキュリティシステムの整備等、防犯対策の充実に努めます。

(学校教育課、福祉課)

避難訓練の実施

災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう小・中学校、幼稚園及び保育所（園）において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的実施します。

(学校教育課、福祉課)

3. 親と子の学びと育ちを応援するまちづくり

親と子どもの健康の 確保・増進

- (1) 安全な妊娠と出産の支援
- (2) 子どもの健やかな成長と発達への支援
- (3) 小児医療の充実

(1) 安全な妊娠と出産の支援

少子化・核家族化・晩婚化に伴い、妊娠期からの健康と妊産婦の不安の解消が必要とされています。

本市では、母子健康手帳の交付時より、妊婦の健康状態や不安を把握し、個々に合わせた指導を行っています。また、ハイリスク妊婦に対しては、家庭訪問や相談等の個別指導を実施したり、医療機関との連携を図っています。

今後、より支援内容を充実させていくために、関係機関との連携を密にして、相談支援体制の強化を行っていく必要があります。

具体施策

母子健康手帳交付・妊婦相談
妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、健康の維持増進に役立っています。 (健康管理課)
母性健康管理指導事項連絡カードの活用
働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。 (健康管理課)
妊産婦訪問指導
訪問により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。 (健康管理課)
マタニティクラス(両親学級)
妊娠、分娩、産褥、授乳、育児に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。 (健康管理課)
ハイリスク妊婦に対する個別指導
身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。 (健康管理課)
妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発
妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、知識の普及に努めます。 (健康管理課)
医療機関委託妊婦一般健康診査事業
妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。 (健康管理課)

不妊についての支援

不妊治療を行っている医療機関等の情報を伝え、特定不妊治療費助成事業の啓発をします。また、個別相談に応じ、関連機関の紹介等の支援をします。(健康管理課)

(2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

母子保健事業等を通して、疾病や発達障害等を早期に発見していきます。また、保護者が育児に対して自信を持って取り組めるように、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな相談を行ってきました。

今後も、異常の早期発見と育児不安の解消に向け、継続して支援を行っていきます。

具体施策

乳幼児健康診査

健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子ども発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。

また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、発育・発達状態と育児状況の確認をしていきます。(健康管理課)

医療機関委託乳児一般健康診査

乳児健康診査受診票(9～11か月の間に受診できる)を交付することで健診費用の助成を行います。(健康管理課)

母子健康相談

保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談の他、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っていきます。

(健康管理課)

こんにちは赤ちゃん訪問

子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいるすべての家庭を乳児訪問員が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。(健康管理課)

離乳食教室

5～8か月の乳児を持つ保護者を対象に、離乳食の調理と試食をします。

また、保護者同士の交流の場を提供します。

(健康管理課)

予防接種の早期実施の徹底

乳幼児から小・中学生及び高校生の対象者が100%受けられるよう未受診者の再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。

(健康管理課)

子育てに関する情報提供

様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。

(健康管理課)

育児支援家庭訪問事業
<p>児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。 (福祉課)</p>
すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)
<p>1歳児をもつ保護者に対し個別相談を実施し、歯みがきの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談を実施します。 (健康管理課)</p>
発達相談言語相談
<p>心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、保護者が安心して育児ができるよう努めます。 (健康管理課)</p>
未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導
<p>未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。 (健康管理課)</p>
保育所(園)・幼稚園巡回歯科保健指導
<p>3、4、5歳児を対象に歯科保健指導を実施します。 (健康管理課)</p>
小学校巡回歯科指導
<p>養護教諭との連携を図り小学生の歯科保健指導の支援に努めます。 (健康管理課)</p>

(3) 小児医療の充実

全国的に小児科医が不足している状況にあり、急病時の小児医療へのニーズが高まっています。

本市では、休日の急な診療については休日在宅当番医制事業で対応しています。

また、子どもの健やかな成長と家庭の経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費助成事業を実施しています。

具体施策

小児救急医療体制の整備
市内及び近隣の小児医療を担う医療機関との連携の強化を促進します。 (市民病院)
子ども医療費助成事業(再掲)
0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。 (健康管理課)
未熟児養育医療給付事業(再掲)
養育のため、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、医療の給付又は養育医療費の支給を行います。 (健康管理課)
休日在宅当番医制事業
地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の診療の継続に努めます。 (健康管理課)

子どもたちの健康の
確保

- (1) 「食育」の推進
- (2) 思春期の心と身体健康づくり

(1) 「食育」の推進

朝食を食べないなどの食生活の乱れや、手軽にファーストフードやインスタント食品を食べられる環境にあることから、食育を通じた正しい食習慣の啓発や、食生活の向上に努めていくために、食の大切さを理解する場を提供していきます。

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、料理教室を実施していきます。

具体施策

わんぱくクッキング

2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品にふれ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、保護者同士の交流も図ります。

(健康管理課)

親子料理教室

小学校家庭教育学級生親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために料理教室を開催します。また、望ましい食事のとり方、よい食生活が身につくよう、保健推進員による栄養・生活リズムについての紙芝居と栄養士による講話を行います。

(健康管理課)

(2) 思春期の心と身体の健康づくり

全国的に性に関する正しい知識の普及と命の大切さに重点を置いた教育指導が重要となっています。

本市では、家庭・学校・地域で連携して命の教育を行うとともに、赤ちゃんとのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康の保持増進を強化し、関係機関と連携しながら効果的な情報提供ネットワークづくりを進め、児童・生徒の心の問題に係る相談体制の充実に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

具体施策

命の教育(性教育)

中学生とその保護者を対象に家庭・学校・地域の連携の下に、様々な教育の場を活用して、命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、また、性に関する正しい知識の普及を図ります。

また、中学生が赤ちゃんとのふれあい体験をすることで、育児の大変さを理解し、命、家族の大切さを学ぶ機会を提供していきます。

(健康管理課、学校教育課)

未成年の喫煙・飲酒の防止

子どもたちの規範意識を高めるため、また未成年の喫煙、飲酒を防止するために、家庭・学校・地域・事業者が協力し、取り組みます。

(学校教育課)

児童期・思春期における心の問題に係る専門家の確保

学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行っています。携帯電話やインターネットを使ってのいじめ等新たな課題が出てきており、さらに専門家の確保に努めます。

(学校教育課)

子どもが健やかに育つための環境づくり

- (1) 子どもの権利を守るまちづくり
- (2) 次代を担う人づくり
- (3) 生きる力を育む環境の整備
- (4) 家庭や地域の教育力の向上

(1) 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利とは、子どもが持つ人権であり、子どもに与えられる特別の保護とケアへの配慮を指しています。

子どもも一人の人間であるという観点から、子ども一人ひとりの意見や考えを尊重し、また、自分自身の考えを持てる自立した豊かな人間性を育める環境づくりをめざしていくことが必要です。

また、近年では、学校における子どもの人間関係は複雑化し、いじめや不登校といった問題が誰にでも起こりうる状況となっています。多感な時期の人間関係のこじれは、子どもの健やかな育ちを阻む要因となり、いじめや不登校に陥った子どもたちへの心のケアが重要となっています。

本市では、子どもも重要なまちの一員として捉え、議会事務局・関係各課・中学校の連携の下に、中学生模擬議会を開催し、議会政治の役割等を体験することで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参画を促しています。また、児童・生徒及び保護者の希望により、「適応支援教室」への不登校児童及び生徒を受け入れる支援を行っており、受け入れ希望者は年々増加傾向にあります。

今後も、中学生模擬議会の開催を継続し、市内中学校へ積極的な参加を促すとともに、適応支援教室への受け入れ希望者が増加傾向にあるため、支援員を増員する必要があります。

具体施策

中学生模擬議会開催	
中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として提供します。	(学校教育課)
適応支援教室	
匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」を開設、子どもサポーター（適応支援教室支援員）として非常勤講師を配置し、不登校児童・生徒の一人ひとりの実態に即し、カウンセリングや相談活動等を通して個々の能力の向上をめざすとともに、小集団活動の充実を図り、社会性・協調性を育み学校復帰や社会的自立を支援します。	(健康管理課)

模擬議会の開催状況

趣旨・目的	地方自治を理解するとともに、市議会の役割についての認識を深めることを目的として実施しています。
参加者数	市内中学生 26 人（平成 26 年度）

(2) 次代を担う人づくり

親になる前に小さな子どもとふれあったり、世話をする経験が少ない等、親になる上での必要な経験が不足していることが子育てへの不安や悩みにつながるケースが増えています。

また、家庭を築き、働き、子どもを生み育てたいと思う地域社会の環境の整備や、中学生・高校生に対する子どもを生み育てることの意義を理解させることが重要となっています。

本市では、保育所（園）での中・高生の乳幼児とのふれあい機会の創出や、行事等を通じた他世代とのふれあいといった地域社会の中での交流の場を設けています。また、そうさ市子ども会育成連絡協議会による次代の人づくりを目的としたジュニアリーダー養成事業を行っています。

今後も、小さな子どもとふれあうことで大人としての自覚や経験を養っていくとともに、ジュニアリーダーの養成を通して次代を担う子どもの育成をめざしていく必要があります。

具体施策

意識の啓発
家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。 (学校教育課)
乳幼児とふれあう機会の創出
保育所(園)と学校の連携により、総合学習の時間や夏休み等を利用して、中・高生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。 保育所(園)でのふれあいの機会を促進します。 (福祉課、学校教育課)
子ども体験活動支援センター
小・中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場を開拓し、情報提供や個別相談、アドバイスを行います。 (学校教育課)
他世代とのふれあいの機会の創出
地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。 また、青少年を主体に地区、学校、PTA等が連携し、児童・生徒と他世代との交流を深めます。 (学校教育課)
中・高生による企画事業の創出
中・高生によるイベントの企画運営を通し、子どもの自主性を育みます。(学校教育課)
職業体験機会の充実
在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中・高生の職業体験の機会を設けます。 (学校教育課)
学習機会の拡充
小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。 (市立公民館)
遊び場・居場所の確保
公民館、図書館、コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の安全・点検管理を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努めます。 (環境生活課、生涯学習課、都市整備課)

指導者の確保・養成

地域住民(P T A・老人クラブ等)の協力を得て、スポーツ活動等の指導者の確保に努めるとともに、子どもの遊び支援やボランティア活動の指導者の確保・育成に努めます。
(高齢者支援課、生涯学習課)

子ども会活動支援

ジュニアリーダーの育成や、行事等の充実を図るとともに、行事の実施に当たり、そうさ市子ども会育成連絡協議会が中心となって企画を進められるよう支援し、活動の充実・発展を促進します。
(生涯学習課)

児童・青少年団体の活動の状況

			平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
各種 団体	子ども会	団体数	48	47	44	41	38
		会員数	2,640	2,398	2,256	2,071	1,860
	スポーツ少年団	団体数	16	18	17	15	11
		会員数	380	387	362	331	275
	ボーイスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	69	61	61	66	66
	ガールスカウト	団体数	1	1	1	1	1
		会員数	37	31	35	35	35
	P T A	団体数	16	16	16	16	16
		会員数	2,901	2,805	2,686	2,701	2,615

職業体験学習の実施状況

		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
匝瑳市立八日市場第一中学校		110	101	116	105	98
匝瑳市立八日市場第二中学校		166	152	149	131	164
匝瑳市立野栄中学校		94	88	71	82	80
体験学習先		病院、給食センター、市役所、保育所、放課後児童クラブ、飲食店、動物病院、運送業、図書館、介護事業、ドラッグストア、菓子店、菓子製造販売業、農業、ガス販売店、農業用品小売店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、美容等				

そうさ市子ども会育成連絡協議会の活動状況

構 成 員 の 人 数 等 (平成26年4月1日現在)		幼児・児童・生徒：約1,120人 育成者・指導者：約630人
活 動 の 内 容 (行 事)	4月	第1回常任理事会
	5月	総会、安全対策講習会 東総子ども会育成者講習会参加
	6月	東総子ども会ジュニアリーダー・集団指導者講習会参加
	7月	
	8月	東総子ども会安全対策講習会参加
	9月	第2回常任理事会
	10月	東総子ども会かるたレク交歓会参加
	11月	わんぱくドッジボールルール講習会、わんぱくドッジボール大会 千葉県子ども会房総子どもかるた大会参加
	12月	クリスマス会
	1月	第3回常任理事会
	2月	子ども会活動掲示（壁新聞）
	3月	親子レクリエーション（バス遠足）
	以上の他、ジュニアリーダースクラブ（中学生・高校生で構成された団体）の派遣事業 や各单位団体（37団体）による独自の地区子ども会行事を実施している。	

(3) 生きる力を育む環境の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた学校の教育環境の整備を図ることが重要となっています。

本市では、確かな学力の向上のために、幼稚園や保育所（園）と小学校が連携し、幼児教育の充実を図ることに加えて、各学校の授業研究での指導・助言を通し学習活動の改善等を計画的に行っています。

また、スポーツ教室の開催や子ども週末活動等支援事業、八咫少年少女発明クラブといった学校外での教育活動も積極的に推進し、年々参加者が増加しています。

今後も、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、幼稚園や保育所（園）、小学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育てていく必要があります。

具体施策

幼児教育の充実
幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所（園）と小学校との連携を推進します。 <p style="text-align: right;">（学校教育課、福祉課）</p>
障害児の幼児教育の充実
満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。 <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>
学力の向上
知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力の向上に向けた取り組みを進めます。 <p style="text-align: right;">（学校教育課）</p>
スポーツ教室の開催
健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取り組みを推進します。 <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>
子ども週末活動等支援事業
週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取り組みを推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。 さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。 <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

八匠少年少女発明クラブ

八匠少年少女発明クラブの活動を推進し、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを援助します。

また、他地域への出品等を通して意欲を高め、積極的に活動します。

(生涯学習課)

信頼される学校づくり

信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取り組み、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。

(学校教育課)

子ども週末活動等支援事業

趣旨・目的	子どもを中心として地域の新たな教育的課題に対応し、地域全体で子どもを育てる環境の充実を目的としています。 完全学校週5日制の実施に伴い、週末等を利用して子どもの活動支援や地域の教育力活性化に向けた取り組みを推進しています。
活動の内容	
体験活動	社会教育施設等を活用し、地域の自然環境にふれる様々な体験活動を通し、子どもたちの心を豊かに育む場を提供しています。
子ども映画会・人形劇	市民ふれあいセンターにおいて子ども映画会を開催し、子どもたちに人気の高い映画を厳選して提供しています。

スポーツ教室の実施状況（平成 25 年度）

施策名	対象	会場等	延べ参加人数 (人)
卓球	幼児～一般	八日市場ドーム	407
エアロビクス	小学生～一般	八日市場ドーム	830
ラグビー	幼児～小学生	野手浜総合グラウンド	509
ジュニアバレーボール	小学生	二中武道館	321
ジュニアサッカー	小学生	天神山	311
Hip Hop ダンス	小学生	八日市場ドーム	36

体験活動の実施状況（平成 26 年度）

施策名	対 象	会場等	参加人数(人)
自然観察会(年2回)	小学生・親子	市内里山・鴨川市仁右衛門島 等	62
子ども映画会	幼児～一般	市民ふれあいセンター	400
子ども人形劇	幼児～一般	野栄総合支所	80
親子そば打ち教室 (午前・午後1回ずつ)	小学生以上の 親子・家族	生涯学習センター	6組

(4) 家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。また、少年犯罪の増加や地域社会のつながりの希薄化が進行し、全国的に「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれ、家庭・地域でそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体の教育力向上をめざすことが必要となっています。

本市では、子どもの情報誌の配布により自然体験や社会体験の情報を提供する必要があります。また、地域の教育資源の開放として、学校施設を広く市民に開放したり、総合学習での豊かな知識や経験を持つ地域住民を積極的に登用していく必要があります。

具体施策

子ども情報誌の配布
子どもたちにとって、良質の自然体験や社会体験に関する情報をこれまで以上に提供し、一人でも多くの子どもたちに感動や実感ができるよう事業を継続します。また、本市の良さについても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。 <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
青少年相談員
より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。 <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
地域の教育資源の開放
地域住民の体験活動の場として、今後も学校施設の開放を行います。 <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
地域人材の教育現場への活用
総合学習で、地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう今後も地域の人材の登用を行います。 <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>
メディアの影響についての学習会の開催
テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが中高生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を検討します。 <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>

家庭教育学級の活動状況（平成26年度）

趣旨・目的	両親等が家庭で子どもの教育を行う上で必要な心構え、留意点等を学習する機会を提供することを目的として開設されるもので、現在幼稚園、各小・中学校を単位として17学級開設しています。講演会や子育て講座、親子料理教室等活発な活動を展開しています。
活動の内容	合同開級式、親子ふれあい活動、親子料理教室、親子体験学習、子育て学習会、座談会等
対象	幼稚園児、小学校児童、中学校生徒の保護者
講座数	年間5講座（1学級あたり）

青少年相談員の活動状況（平成26年度）

趣旨・目的	次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身共に健やかに成長できるように、スポーツ活動や各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。
主催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の日地域のつどい大会（夏：ミニバス、冬：ドッジボール） ・市民オリエンテーリング大会 ・通学合宿（フロンティア学寮） ・小学生ギネス大会 ・青少年健全育成活動事業等
相談員数	市内各地区に配置され、計69人の青少年相談員が活動しています。

第5章 量の見込と確保方策

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本市では、地域的な特性を考慮しながら、市内全域を一つの区域とすることで効果的な提供が可能になると考えます。

また、新制度では、3つの区分の認定に応じて施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用先を決定します。

1.教育・保育

(1) 1号認定(幼稚園及び認定こども園)

※「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）」のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数（幼稚園及び認定こども園の利用）

【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上、教育標準時間設定 ・幼稚園等での教育を希望される場合 ・利用先は、幼稚園、認定こども園 		
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	131	400	180	176	172	163	160
②確保方策 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)			180	176	172	163	160
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存幼稚園の利用定員にてニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・本市において待機児童は生じておりませんが、今後も待機児童が生じないよう努めます。 						

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成26年7月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成26年7月1日現在の幼稚園入所可能人数(全ての保育室を定員30人で利用すると想定した場合)。

(2) 2号認定(幼稚園及び認定こども園)

※3～5歳児(保育の必要性あり 幼稚園及び認定こども園の利用)

【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上、保育認定 ・「保育を必要とする事由※」に該当し、幼稚園等での保育を希望される場合 ・利用先は、幼稚園、認定こども園 <p>※「保育を必要とする事由」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等、基本的に全ての就労を含む) 2.妊娠、出産 3.保護者の疾病、障害 4.同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護 5.災害復旧 6.求職活動(起業準備を含む) 7.就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) 8.虐待やDVのおそれがあること 9.育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること 10.その他、上記に類する状態として市が認める場合 		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	107	104	102	100	99	94	93
②確保方策 特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)			102	100	99	94	93
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存幼稚園の利用定員にてニーズ量を確保できる見込みとなっています。 ・本市において待機児童は生じておりませんが、今後も待機児童が生じないよう努めます。 						

※人:年間の利用実人数

※現状は、平成26年9月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成26年9月1日現在の在籍者数

(3) 2号認定(保育所及び認定こども園)

※3～5歳児(保育の必要性あり 保育所及び認定こども園の利用)

【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上、保育認定 ・「保育を必要とする事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望される場合 ・利用先は、保育所(園)、認定こども園 		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	490	476	462	451	445	425	419
②確保方策 特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)			462	451	445	425	419
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存保育園でニーズ量を確保できる見込みになっています。 ・本市において待機児童は生じておりませんが、今後も待機児童が生じないように努めます。 						

※人:年間の利用実人数

※現状は、平成26年9月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成26年9月1日現在の在籍者数

(4) 3号認定(保育所及び認定こども園+地域型保育)

※0～2歳児(保育の必要性あり 保育所及び認定こども園+地域型保育の利用)

【基本情報】

<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳未満、保育認定 ・「保育の必要な事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望される場合 ・利用先は、保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業 		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
対象年齢	0歳～2歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	307	320	310	305	299	290	284
②確保 方策	特定教育・保育 施設(保育所・ 認定こども園・ 地域型保育)		310	305	299	290	284
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存保育園でニーズ量を確保できる見込みになっています。 ・本市において待機児童は生じておりませんが、今後も待機児童が生じないよう努めます。 						

※人:年間の利用実人数

※現状は、平成26年9月1日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成26年9月1日現在の在籍者数

2.時間外保育事業

【基本情報】

保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、保育所等において保育を実施する事業です。

対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	0歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	36	320	77	75	74	71	70
②確保 方策	時間外保育 事業		77	75	74	71	70
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の受け入れ可能人数は各保育園ともに定員数までの受け入れが可能です。 ・今後もニーズ量を確保できる見込みであるため、利用希望者の受け入れに努めます。 						

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成 25 年度実績

※提供可能量は、平成 26 年度の延長保育実施園の在園者数

3.放課後児童健全育成事業

【基本情報】

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や児童館等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	1年生～6年生	

(1)低学年

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	437	442	442	424	419	426	424
②確保方策	放課後児童健全育成事業		442	424	419	426	424
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。なお、放課後児童クラブ実施校以外の小学校においては放課後子ども教室の実施により対応を図っていくこととします。						

(1)高学年

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	146	138	263	260	262	265	258
②確保方策	放課後児童健全育成事業		138	156	161	154	156
②-①			▲125	▲104	▲101	▲111	▲102
計画期間中の確保の内容	余裕教室等を活用し、提供可能量の拡充について検討します。なお、放課後児童クラブ実施校以外の小学校においては放課後子ども教室の実施により対応を図っていくこととします。						

※人：年間の利用実人数

※現状は、平成 26 年 4 月 1 日現在の在籍者数

※提供可能量は、平成 26 年 4 月 1 日現在の定員

4.子育て短期支援事業(ショートステイ)

【基本情報】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

対象家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児

【量の見込みと確保方策】

単位：人日

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策	子育て短期支援事業		0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	現在、本市においては未実施事業ですが、ニーズに対応できるよう検討します。						

※人日：年間の利用人数×利用日数、※現状は、平成25年度実績、※提供可能量は、平成26年度の受入可能量

5. 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)

【基本情報】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

対象家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～2歳児

【量の見込みと確保方策】

単位：人回

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	4,475	4,475	4,227	4,391	4,369	4,370	4,370
②確保方策	つどいの広場		4,227	4,391	4,369	4,370	4,370
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。						

※人回：年間の利用人数×利用回数、※現状は、平成25年度実績、※提供可能量は、1月当たりの利用可能人数(回)数

6.一時預かり

【基本情報】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

対象家庭類型	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプC	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)
	タイプE	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳~5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,595	3,200	2,627	2,546	2,510	2,371	2,327
②確保 方策	一時預かり 事業(幼稚園)		2,627	2,546	2,510	2,371	2,327
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の 内容	今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。						

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、平成 25 年度実績

※提供可能量は、平成 25 年度預かり保育実施幼稚園での受け入れ可能人数

(2) 2号認定による定期的な利用

対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,785	13,920	13,951	13,525	13,333	12,596	12,360
②確保 方策	一時預かり 事業(2号)		13,951	13,525	13,333	12,596	12,360
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の 内容	今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。						

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、平成 25 年度実績

※提供可能量は、平成 25 年度預かり実施保育園での受け入れ可能人数

(3) (1)(2)以外

対象家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～5歳児

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8,316	14,400	9,379	9,159	8,977	8,654	8,467
②確保 方策	一時預かり 事業(その他)		9379	9159	8977	8654	8467
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の 内容	今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。						

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、平成 25 年度実績

※提供可能量は、平成 25 年度預かり実施保育園での受け入れ可能人数

7.病児・病後児保育事業

【基本情報】

入院が必要でなく、重度でない病気の子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等又は児童の家庭において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	0歳～5歳児	

【量の見込みと確保方策】

単位:人日

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	923	900	883	847	830
②確保 方策	病児・病後児 保育事業		0	0	0	0	0
②-①			▲923	▲900	▲883	▲847	▲830
計画期間中の確保の 内容	現在、本市では実施していない事業ですが、ニーズがある状況にあることから、病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、事業の実施について検討します。						

※人日：年間の利用人数×利用日数

※現状は、平成 25 年度実績

※提供可能量は、平成 25 年度の受入可能人数(日)数

8.子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【基本情報】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

対象家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	就学児

【量の見込みと確保方策】

単位:箇所

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 子育て支援センター			0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	現在、本市においては未実施事業ですが、今後のニーズに対応することができるよう、人材や団体等、地域の有する資源を最大限に活用したファミリー・サポート・センター事業の実施について検討します。						

※人日:年間の利用人数×利用日数、※現状は、平成25年度実績、※提供可能量は、平成26年度の受入可能量

9.利用者支援(子育て支援センター)

【基本情報】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

対象家庭類型	全ての家庭類型
--------	---------

【量の見込みと確保方策】

単位:箇所

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
②確保方策 子育て支援センター			0	0	0	0	0
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	現在、本市においては実施していませんが、子育て家庭のニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行う必要があることから、利用者支援事業の実施について検討します。						

10.妊婦健康診査

【基本情報】

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

対象家庭類型 全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,046	3,046	2,974	2,974	2,975	2,975	2,975
②確保方策 妊婦健康診査			2,974	2,974	2,975	2,975	2,975
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	今後も全ての利用希望者が利用できるよう取り組んでいきます。						

※人回：年間の利用人数×利用回数、※※現状の利用者人数は416人、1人当たり7.3回（14回分助成）

11.乳児家庭全戸訪問事業

【基本情報】

乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

対象家庭類型 全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

単位:人

	現状	提供可能量	実施時期				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	256	261	234	229	223	218	213
②確保方策 乳児家庭全戸訪問事業			234	229	223	218	213
②-①			0	0	0	0	0
計画期間中の確保の内容	現状、出生児全てに訪問できているため、今後も継続的に実施します。						

※人日：年間の実施人数（児童数の推計結果）、※現状は、平成25年度実績、※提供可能量は、平成25年度実績

12. 養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業

【基本情報】

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です

対象家庭類型 全ての家庭類型

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	20	20	20	20	20	20	20
②確保 方策	/		20	20	20	20	20
養育支援訪問 事業その他要 支援児童、要 保護児童等の 支援に資する 事業							
②-①	/		0	0	0	0	0
計画期間中の確保の 内容	必要に応じて関係機関と連携しながら、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行っていきます。						

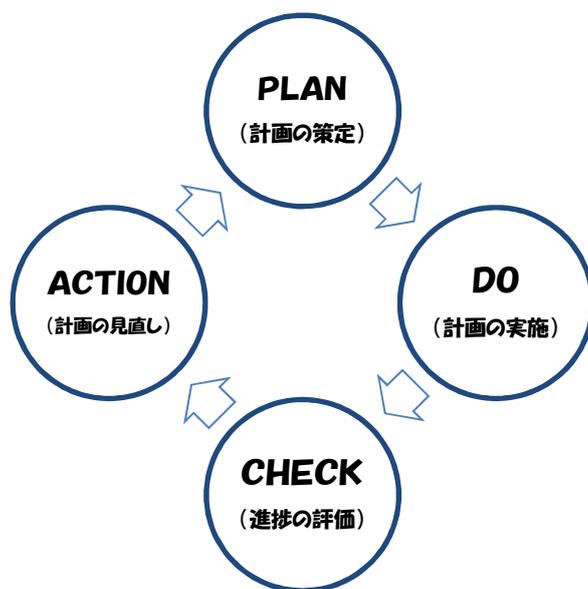
※人：年間の利用人数、※現状は、平成 26 年度実績、※提供可能量は、平成 26 年度実績

第6章 計画の進行管理

1.点検、評価

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には計画の見直しを行います。



※PDCA とは、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Act(処置)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に検証・改善する手法

2.計画の推進体制

進行管理に当たっては、匝瑳市子ども・子育て会議において、意見を聴くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施に当たっては、行政と関係機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

3.計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提の下、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報誌や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

参考資料

匝瑳市子ども・子育て会議条例

平成26年3月20日

匝瑳市条例第1号

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、匝瑳市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 市の子ども・子育て支援事業計画に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子供の保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が必要を認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

匝瑳市子ども・子育て会議 委員名簿

区分			氏名
1	1号委員	学識経験者 匝瑳市家庭教育指導員	齋藤光雄
2	2号委員	子どもの保護者 公立幼稚園の保護者の代表者（八日市場幼稚園）	石崎夏江
3	2号委員	子どもの保護者 私立幼稚園の保護者の代表者（あかしあ幼稚園）	土屋聡子
4	2号委員	子どもの保護者 公立保育所の保護者の代表者（八日市場保育所）	栗栖幸恵
5	2号委員	子どもの保護者 私立保育所の保護者の代表者（東保育園）	大木孝夫
6	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 公立幼稚園長の代表者（のさか幼稚園）	北村卓
7	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 私立幼稚園長（あかしあ幼稚園）	平山秀夫
8	3号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 公立・私立保育所長の代表者（東保育園）	熱田寛明
9	4号委員	市長が必要と認める者 匝瑳市PTA連絡協議会の代表者	石郷岡利幸
10	4号委員	市長が必要と認める者 そうさ市子ども会育成連絡協議会の代表者	石川浩之

策定経過

項目	日付	主な内容
アンケート調査	平成 26 年 2月14日～ 2月28日	●匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート 〈対象〉 0～5歳の就学前児童 1,000人 小学1年生～6年生の児童 1,000人 合計 2,000人
第1回 子ども・子育て会議	7月29日	●匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について ●匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の策定について
第2回 子ども・子育て会議	9月26日	●教育・保育提供区域の設定について ●量の見込みと確保方策について ●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について ●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
第3回 子ども・子育て会議	11月14日	●子ども・子育て新制度（公立幼稚園）について ●匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について
第4回 子ども・子育て会議	平成 27 年 1月13日	●匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について
パブリックコメント	2月5日～ 3月6日	●パブリックコメントによる意見徴収
第5回 子ども・子育て会議	3月13日	●匝瑳市子ども・子育て支援事業計画（案）について

用語集

あ行

育児休業（育児休業制度）

育児休業制度（法第5条～第9条）に基づき、労働者が、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができ、一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができることが定められている制度。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

NPO

「NonProfit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、NPO法人は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

か行

核家族（核家族世帯）

夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子どもの世帯。

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園のこと。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する。

子育て支援センター

主に就学前のお子さんとその保護者が自由に遊び、交流できる場所。開設日数により、「地域子育て支援センター」「つどいの広場」と呼ぶ。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月成立）の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所の量的確保、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を進めていくもの。

さ行

次世代育成支援対策推進法

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われることを謳う法律で、行動計画の策定、次世代育成支援対策推進センターの指定、次世代育成支援対策地域協議会の組織について明記されている。

児童虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）に分類される行為。

食育

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こと。

た行

待機児童

認定を受けて入所を申し込んだが利用していない児童。

地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していくとしている。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に区分される。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

特別支援教育

特別支援学校、小学校・中学校における特別支援学級、あるいは通常学級における通級による指導など、障がいの種類や程度に応じて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たしており、かつ、都道府県知事に認可された施設。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、②地域の子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4タイプがある。

は行

病児・病後児保育

病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童又は保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。病院に委託しており、病院に病児保育を専門に担当する看護師を配置することで、保護者の子育て及び仕事の両立を支援していくもの。

放課後子ども教室

放課後等において、地域社会における子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりのため、地域の方々の参画を得て、昔遊びやスポーツ・地域住民との交流活動等様々な体験活動を通して、子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

や行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で円滑な連携・協力を確保対応していくために構成された多数の関係機関による協議会。

ら行

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。